

那須塩原市災害廃棄物処理計画
(案)

令和2年 月

那須塩原市

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の背景及び目的	2
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の対象	5
第4節 各主体の役割	14
第5節 処理目標期間の設定	15
第6節 災害廃棄物処理の基本方針	15
第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	16
第8節 災害時における廃棄物対応の流れ	16
第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ	19
第2章 組織体制・情報共有	22
第1節 組織体制の確立	23
第2節 情報収集・連絡	25
第3節 関係主体との協力・連携	26
第4節 各種協定	27
第5節 受援体制の構築	29
第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧	32
第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理	37
第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生	38
第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理	38
第5章 仮設トイレ等・し尿の処理	41
第1節 し尿等の発生	42
第2節 仮設トイレ等の設置	42
第3節 し尿等の収集運搬・処理	44
第6章 災害廃棄物の処理	46
第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報	47
第2節 災害廃棄物の発生量の推計	48
第3節 片付けごみの回収	49
第4節 仮置場	51
第5節 処理・処分	58
第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応	64
第7節 損壊家屋等の撤去等	67

第8節 処理業務の進捗管理	69
第7章 教育訓練	70
第1節 職員への教育訓練	71
第2節 経験の継承	71
第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理	72
巻末資料	
資料1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物等の発生量の推計方法	
資料2 災害廃棄物処理可能量の推計方法	
資料3 一次仮置場の必要面積の算定方法	
資料4 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材	
資料5 災害廃棄物関係補助金	

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

那須塩原市（以下「本市」という。）は、広大な那須野が原の西北一帯を占めており、栃木県（以下「県」という。）内で2番目の面積となる592.74 km²を有し、県面積の約10%を占めています。本市の面積のうち約半分を山岳部が占めており、平野部は那珂川と常川に挟まれた扇状地で、平野部の多くは農地となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、本市でも瓦やコンクリートがら等のがれき類を中心に大量の災害廃棄物が発生し、廃棄物処理や生活基盤の再建に影響を及ぼしました。また、平成10年8月に発生した那須水害や、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨では、家屋の全半壊や、床上・床下浸水等、大きな被害が発生しました。近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しており、本市においても同様の事態が想定されます。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等の問題があります。また、感染症発生等の二次被害を防止する必要があり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「栃木県災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組みを推進しています。

以上を踏まえ、本市においても復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「那須塩原市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体と情報を共有するとともに、連携・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

◀ 図表1 本市の位置と地勢 ▶



面積	592.74km ² (県内順位 2 位、栃木県 6,408.09km ²) 資料) 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」平成 31 年 1 月 31 日現在	
位置	極東：東経 140° 08' 29" (寺子地内) 極西：東経 139° 43' 59" (二方烏屋山付近) 極南：北緯 36° 50' 13" (一区町地内) 極北：北緯 37° 09' 18" (三本槍岳付近)	
距離	東西：36.4km	南北：35.3km
標高	最高：1,916.9m (三本槍岳)	最低：210.0m (一区町地内)
主な河川	那珂川 流路延長 27.5km 蛇尾川 流路延長 20.0km 熊川 流路延長 16.0km 箒川 流路延長 23.0km	
隣接市町村	[栃木県] 那須町、大田原市、矢板市、塩谷町、日光市 [福島県] 南会津郡南会津町、南会津郡下郷町、西白河郡西郷村	

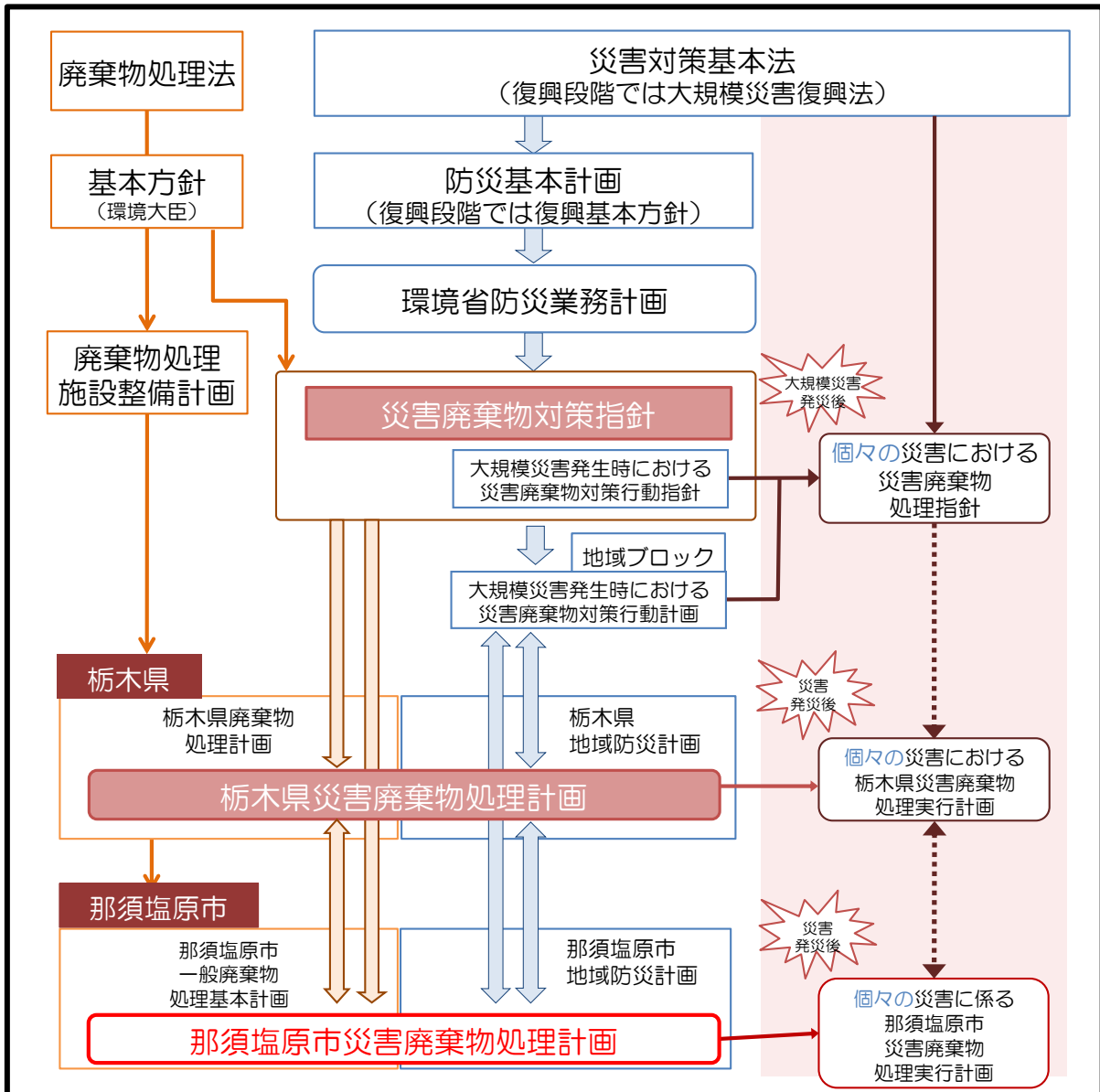
第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図表2に示すとおりです。

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加等の制度的な対応を行い、さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成30年3月には平成26年3月に策定した災害廃棄物対策指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）に基づき、「栃木県災害廃棄物処理計画」（平成31年3月）、「那須塩原市地域防災計画」（令和2年2月）、「那須塩原市一般廃棄物処理基本計画」（平成30年3月）等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

《 図表2 本計画の位置付け 》



第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。

地震災害については地震により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

風水害その他自然災害については、那須塩原市地域防災計画（令和2年2月）で想定する洪水、土砂災害、風害により生ずる被害を対象とします。

◀ 図表3 那須塩原市地域防災計画（令和2年2月）で想定する風水害その他自然災害 ▶

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越えて溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中して降る降雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨 ・地震 ・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	・台風による強風 ・竜巻

出典：「那須塩原市地域防災計画（令和2年2月）」を一部抜粋

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で排出される生活ごみ及び事業活動に伴い排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となります。本計画で対象とする廃棄物の種類及びその概要を図表4に示します。

事業系廃棄物は、早急に処理しなくては災害対応に重大な影響を与える場合を除き、原則、事業者が処理するものとします。なお、事業者の事業場で災害に伴い発生したもの（農業用ビニールハウス、稲わら等）の処理費用は、廃棄物処理法第22条に基づき、市町村に対する国庫補助の対象となります。家畜し尿は産業廃棄物であるため、災害時においても、原則、事業者が処理するものとし、廃棄物部局は平時から災害時の対応について検討します。

また、火山噴火が発生すると大量の火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物に該当しないため、宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則となります。しかし、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり、分離が難しくなる等、対応が困難な場合においては、国や県と協議して指示及び助言を得ると同時に、庁内他部局と連携して処理を行います。

◀ 図表4 本計画で対象とする廃棄物 ▶

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	し尿	避難施設等に設置された仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他、災害に起因する廃棄物（事業系一般廃棄物で、災害対応に対する影響が重大なものを含む）	○
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物で、災害対応に対する影響が重大でないもの			
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

注）生活ごみ、事業系一般廃棄物の一部、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

◀ 図表5 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ▶

名称	特徴等	写真
し尿	発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。	
生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。	
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、ダンボールやプラスチック製の容器包装に係るもの、缶・びん・ペットボトル、衣類等が多く含まれる。その他、生ごみ、医療系廃棄物等も発生する。	

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（平成27年3月、環境省）
 「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
 「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

◀ 図表6（1） 災害廃棄物の種類 ▶

名称	特徴等	写真	
可燃物/ 可燃系混 合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック 等が混在した可燃系の廃棄物。可燃 物の腐敗・発酵が進むと内部の温度 が上昇し火災発生の恐れがある。		
木くず	柱・梁・壁材であり、リサイクル先 に搬出するためには、釘・金具等の 除去が必要。火災防止措置を検討す る必要がある。		
畳・布団	被災家屋から搬出される畳・布団で あり、被害を受け、使用できなくな ったもの。破碎機で処理するのに時 間を要する。腐敗が進行すると悪臭 を発する。		
不燃物/不 燃系混合 物	分別することができない細かなコン クリートや木くず、プラスチック、 ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊 した土砂等）、屋根瓦等が混在し、 概ね不燃系の廃棄物。		
コンクリ ートがら 等	コンクリート片やコンクリートブ ロック、アスファルトくず等。リサ イクル先に搬出するためには、可燃 物・鉄筋類の除去・破碎等が必要。		
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等。スチール 家具等が含まれる。		

注) 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（平成27年3月、環境省）
「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

◀ 図表6（2） 災害廃棄物の種類 ▶

名称	特徴等	写真	
廃家電等 （家電4品 目や小型家 電等）	被災家屋から排出される家電4品 目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や小型 家電等で、災害により被害を受け使 用できなくなったもの。		
腐敗性廃棄 物	被災冷蔵庫等から排出される水産 物、食品、水産加工場や飼肥料工場 等から発生する原料及び製品等。		
有害廃棄物 /危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃 棄物、化学物質、フロン類・CCA （クロム銅砒素系木材保存剤使用 廃棄物）・テトラクロロエチレン等 の有害物質、医薬品類、農薬類の有 害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、 消火器、ボンベ類等の危険物等。		
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用で きなくなった自動車、自動二輪車、 原動機付自転車。		
その他、適 正処理が困 難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団 体の施設では処理が困難なもの（レ ントゲンや非破壊検査用の放射線 源を含む）、漁網、石膏ボード、塩ビ 管、廃船舶（災害により被害を受け 使用できなくなった船舶）等。		

注） 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（平成27年3月、環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

◀ 図表7(1) 災害廃棄物の性状 ▶

種類	廃棄物の性状	写真	
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片付けごみや損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)に伴う廃棄物が主となる。 ○ 比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。 ○ 住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 	片付けごみ 	損壊家屋 
水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 ○ 水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。 	水分を多く含む畳 	泥で汚れた家電類 

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」(環境省)
「震災伝承館」(東北地方整備局ホームページ)
「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」(独)国立環境研究所
「平成12年三宅島噴火災害の記録」(平成20年2月、東京都三宅村)をもとに作成
「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」(国立環境研究所)

◀ 図表7（2） 災害廃棄物の性状 ▶

種類	廃棄物の性状	写真	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 洪水によりなぎ倒された根が着いたままの樹木等が発生する。 	<p style="text-align: center;">土砂に埋もれた家屋</p> 	<p style="text-align: center;">流出した樹木</p> 
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ○ 倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。 	<p style="text-align: center;">混合廃棄物</p> 	<p style="text-align: center;">倒木樹木</p> 
大雪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○ その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。（水分を多く含む可能性がある。） 	<p style="text-align: center;">農業用ハウス</p> 	
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○ 泥にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。 	<p style="text-align: center;">泥状にまみれた水分の多い廃棄物</p> 	

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「震災伝承館」（東北地方整備局ホームページ）
「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」（独）国立環境研究所
「平成12年三宅島噴火災害の記録」（平成20年2月、東京都三宅村）をもとに作成
「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」（国立環境研究所）

◀ 図表7（3） 災害廃棄物の性状 ▶

種類	廃棄物の性状	写真	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ○ 灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ○ 岩石等により破損したものが排出される。 	<p style="text-align: center;">腐食した自動車</p> 	<p style="text-align: center;">排出された家電</p> 

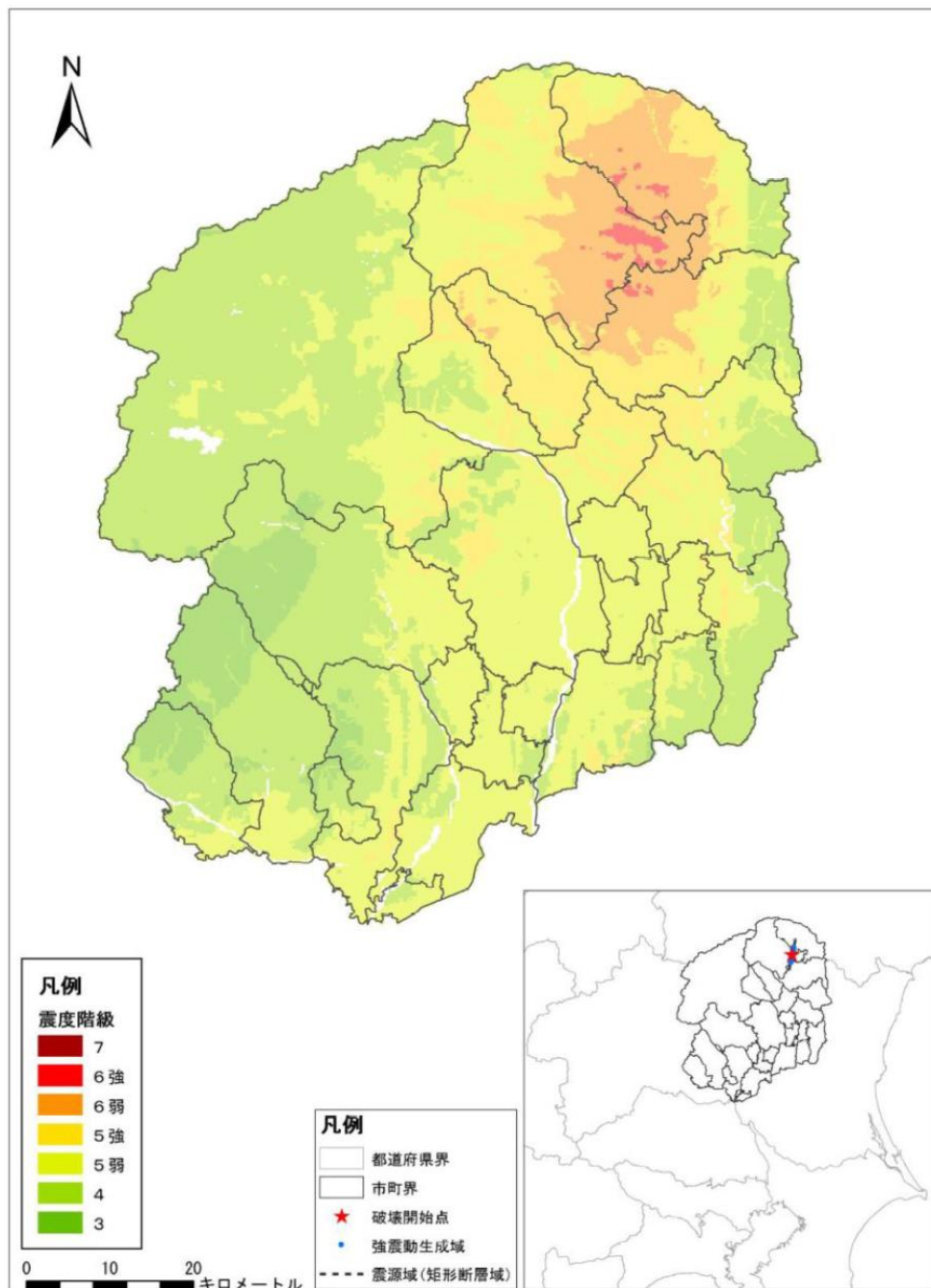
出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「震災伝承館」（東北地方整備局ホームページ）
「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」（独）国立環境研究所
「平成 12 年三宅島噴火災害の記録」（平成 20 年 2 月、東京都三宅村）をもとに作成
「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」（国立環境研究所）

3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

(1) 想定する災害

本計画では、「栃木県地震被害想定調査（平成26年5月策定）」及び「那須塩原市業務継続計画（震災編）（平成29年8月策定）」で被害想定を行っている「那須塩原市の直下に震源を想定した地震（マグニチュード6.9）」を対象とします。水害については、「平成10年8月末豪雨（那須水害）」と同規模の水害を想定します。

◀ 図表8 栃木県災害被害想定で想定される「那須塩原市の直下に震源を想定した地震（マグニチュード6.9）」の震度分布図 ▶



出典：「栃木県災害被害想定」（平成27年3月、栃木県）

(2) 災害廃棄物等の発生量

被害想定に基づき、本市の災害廃棄物の発生量を試算すると、図表9から最大で27.8万トンに上ると推計されます（推計手法は巻末資料を参照）。

本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本計画では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討しています。なお、被害想定が更新された際には、新たな情報に基づき、発生量の見直しを行います。

◀ 図表9 「那須塩原市の直下に震源を想定した地震（マグニチュード6.9）」の被害想定に基づく災害廃棄物等の発生量（推計） ▶

分類	区分・内訳	発生量
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物（トン）	合計	241,477
	がれき類	137,401
	木くず	56,264
	瓦、陶器、ガラス、タイル	14,006
	金属くず	3,139
	石膏ボード	4,829
	廃プラスチック	2,173
	畳	2,173
	可燃残渣	1,449
	不燃残渣	20,043
片付けごみ（トン/年）	発災後1年間	36,218
避難所ごみ（トン/日）	初動期（発災後数日間）	2
し尿（kL/日）	初動期（発災後数日間）	78

注) 本市では平成10年8月末に水害の経験があり、その際の被害棟数を参考に試算すると、約2,700トンの災害廃棄物が発生すると推計される。しかし、当時はその約2倍（約5,000トン）の災害廃棄物を実際に処理している。また、近年では平成27年9月関東・東北豪雨のように、災害が激甚化しており、被害の大きかった茨城県常総市では約5.2万トンの災害廃棄物が発生している。併せて、内水氾濫のように予測、被害想定が困難な災害も想定される。上記を踏まえ、本計画では水害を含めて災害廃棄物の処理方法等を記載している。

第4節 各主体の役割

1 本市

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであるため、本市内で発生した災害に伴う廃棄物のうち、し尿を除くものについては、本市が主体となって処理を行います。また、那須地区広域行政事務組合及び大田原市・那須町と平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図ります。

本市が被災していない場合は、被災市町からの要請に応じて、人員及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入について、本市各施設の余剰能力を踏まえながら積極的に行います。

2 那須地区広域行政事務組合

那須地区広域行政事務組合は、し尿処理施設である第2衛生センターにおいて、通常のし尿及び浄化槽汚泥と併せ、本市から排出された災害に伴う仮設トイレ等からの汲み取りし尿を適正かつ円滑・迅速に処理します。

また、那須地区広域行政事務組合は、本市から排出され、かつ本市の処理能力では処理しきれないし尿以外の災害廃棄物について、本市から受入要請があった場合は、組合の構成市町である大田原市、那須町の状況を踏まえ、広域クリーンセンター大田原による処理の可否について検討し、受入可能な場合は、本市の災害廃棄物処理を支援します。

3 栃木県

県は、処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて本市の廃棄物所管部局の執行体制が喪失した場合等、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本市が県へ事務の委託を行った場合には、本市に代わって、県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

4 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に努めます。県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

5 市民・災害ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。また災害ボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第5節 処理目標期間の設定

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬及び処理を優先するため、発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬及び処理が実施できる体制を整備します。

一方、災害の規模や復旧の進捗状況によっては、資源物や不燃ごみ等に係る収集スケジュールを必要な期間変更し、被害が甚大な地区や、災害廃棄物処理が進まない地区の対応を優先することも検討します。

2 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、可能な限り早期に災害廃棄物の処理完了を目指します。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電（特定家電4品目及び小型家電）、廃自動車の各廃棄物は、排出され次第、早急に処理手続きを行い、仮置場のスペースを確保します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指します。なお、処理期間について国や県の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、図表 10 で示す災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組みを進めていきます。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定めます。

◀ 図表 10 災害廃棄物処理の基本方針 ▶

1 適正かつ円滑・迅速な処理	市民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行うとともに処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県等と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時における周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や、仮置場での搬出入作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合その他の関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。 また、市民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供したうえで連携を図り、理解と協力を得て処理を推進する。

第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。災害廃棄物処理実行計画では、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理し、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示すとともに、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用います。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとします。

第8節 災害時における廃棄物対応の時期と内容

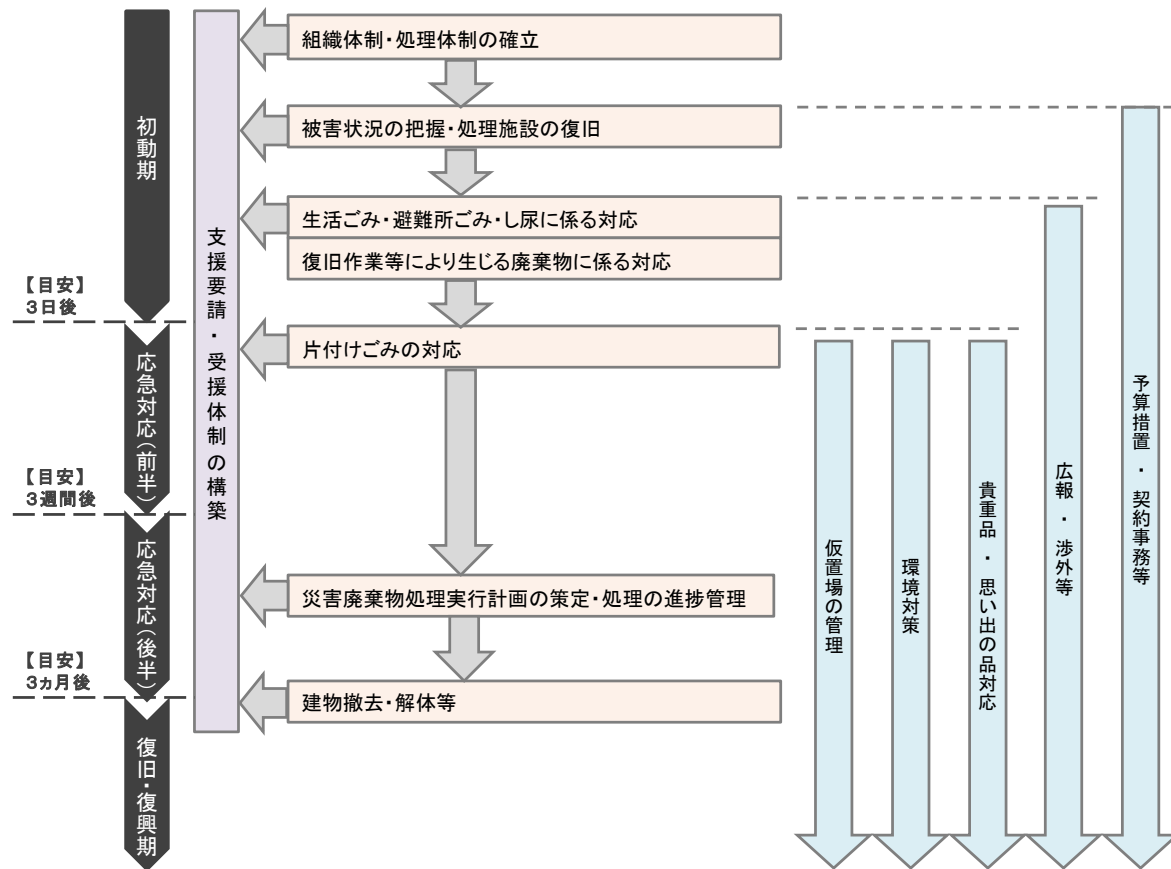
災害時において発生する廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を含む）に係る対応の時期と内容を以下の図表で示します。

《 図表 11 発災後の時期区分と特徴 》

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

◀ 図表 12 災害時における廃棄物対応の流れ ▶



(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立します。本市庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携します。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全・半壊、床上・床下浸水）を把握します。また、那須地区広域行政事務組合を含む廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認します。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼します。

(3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿に係る対応、復旧作業等により生じる廃棄物に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。ただし、災害の規模や復旧の進捗状況によっては、必要な期間、資源物や不燃ごみ等に係る収集スケジュールを変更することも検討します。

また使用済みの携帯トイレは、避難所等に専用の回収場所を設置し、原則として平ボディ車で回収します。

仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、那須地区広域行政事務組合と連携してし尿の汲み取りと処理を行います。

復旧作業や道路啓開などにより生じた木くずなどの廃棄物は、管理者が処理することを原則とします。

(4) 片付けごみへの対応

市民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等（平時における粗大ごみ又は処理困難物と同じ形状のもの）の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出します。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬します。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。また災害廃棄物の処理の進捗管理を行います。県は、災害廃棄物処理実行計画の策定のための技術的支援を行います。

(6) 建物撤去・解体等

建設・土木部局や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行います。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進行します。

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市区町村や県、民間事業者等へ支援を要請します。本市の廃棄物部局において、関係機関と連携、調整し、支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築します。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう分別や破碎等を行います。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動・悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行います。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届けます。思い出の品は可能な限り適切に保管し、持ち主に返却できるよう努めます。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行います。また支援の受入、処理の依頼を円滑に行うため、支援者や処理先と協議、交渉します。

(12) 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理のための事業費を確保し、併せて処理事業者との契約事務を行います。

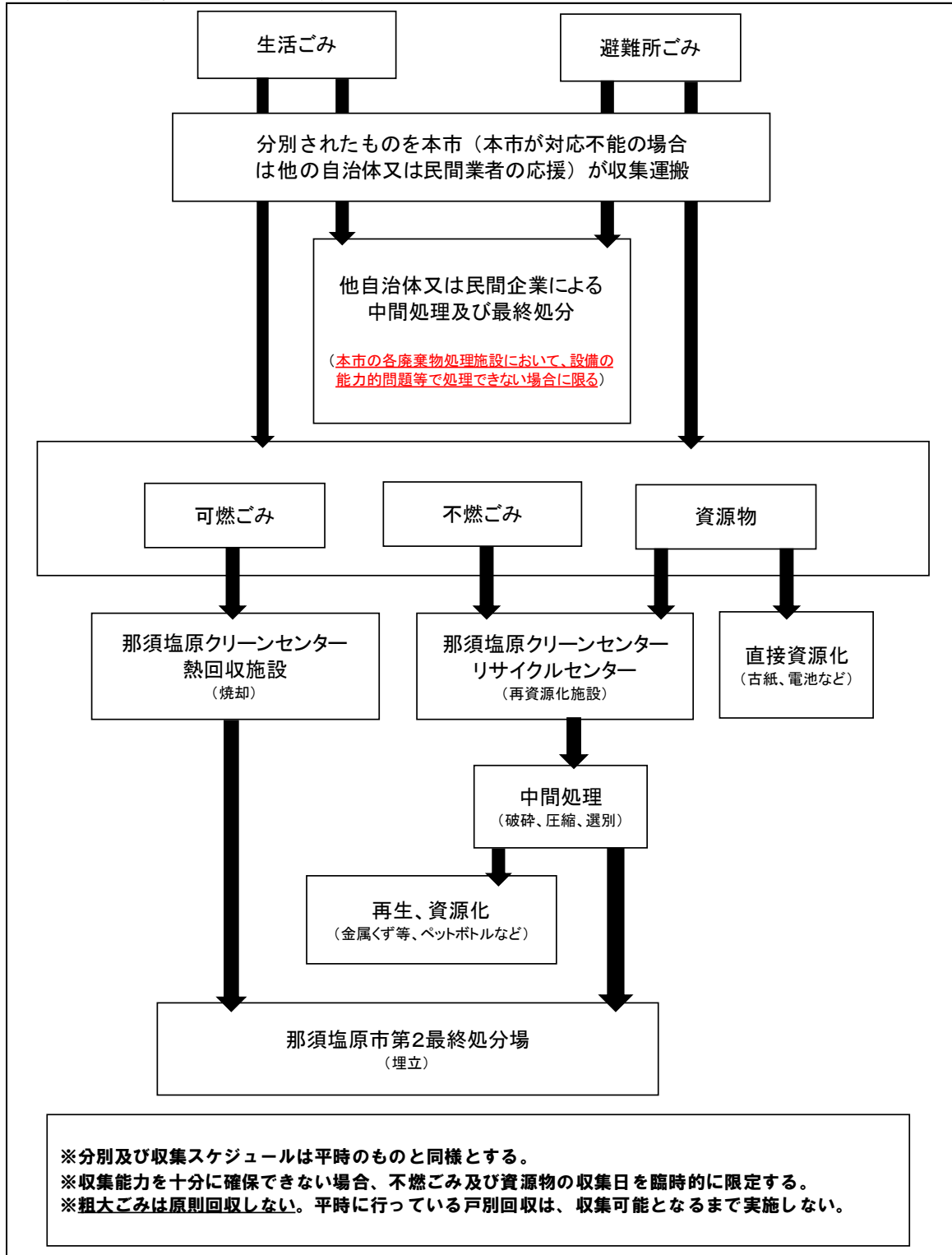
第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設へ搬入して処理します。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残渣や不燃残渣等を最終処分します。

◀ 図表 13 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ ▶

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

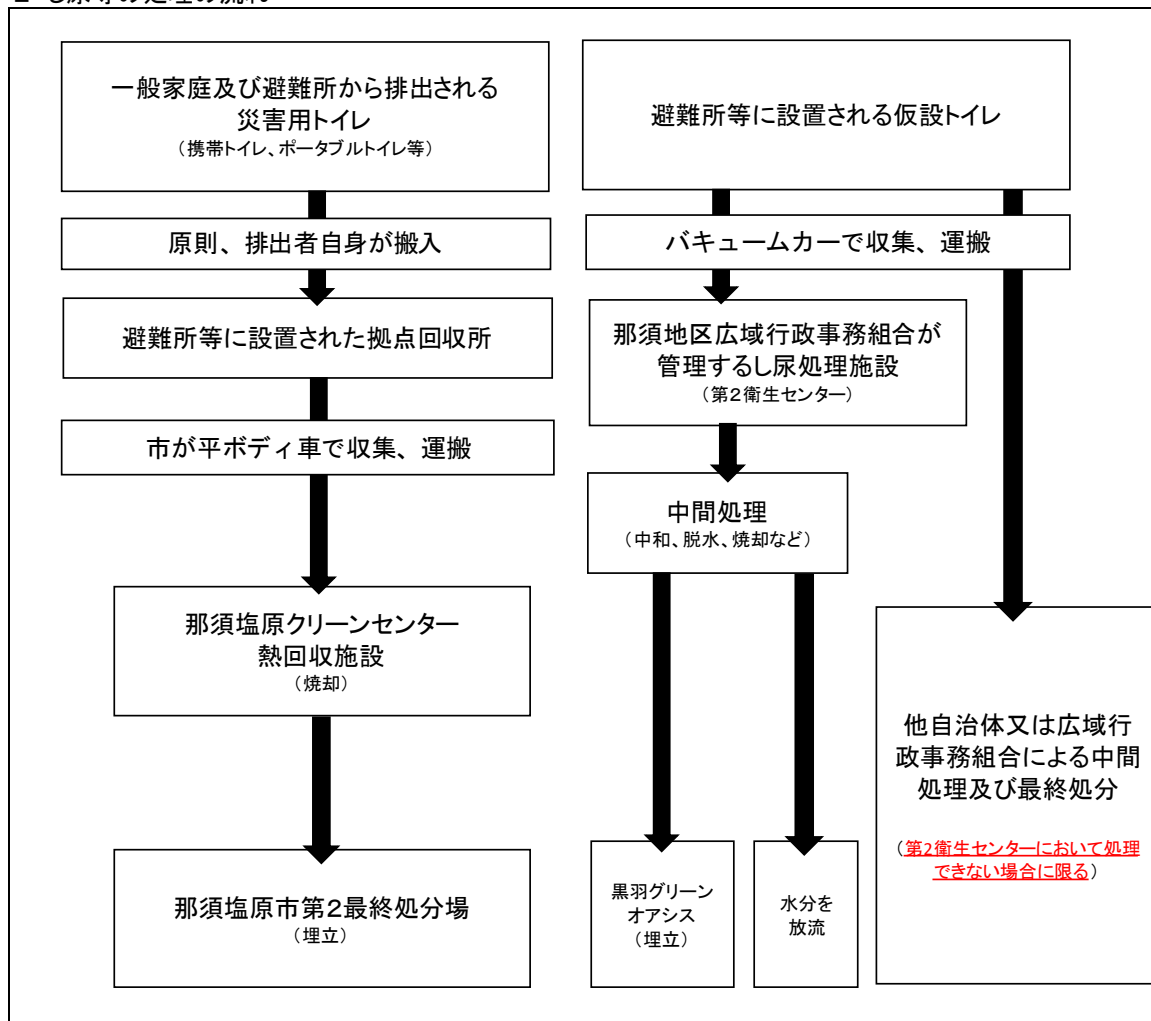


2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿は、し尿処理施設や下水処理施設へ運搬して処理します。携帯トイレ等は焼却施設へ搬入して焼却処理します。

◀ 図表 14 し尿処理の流れ ▶

2 し尿等の処理の流れ

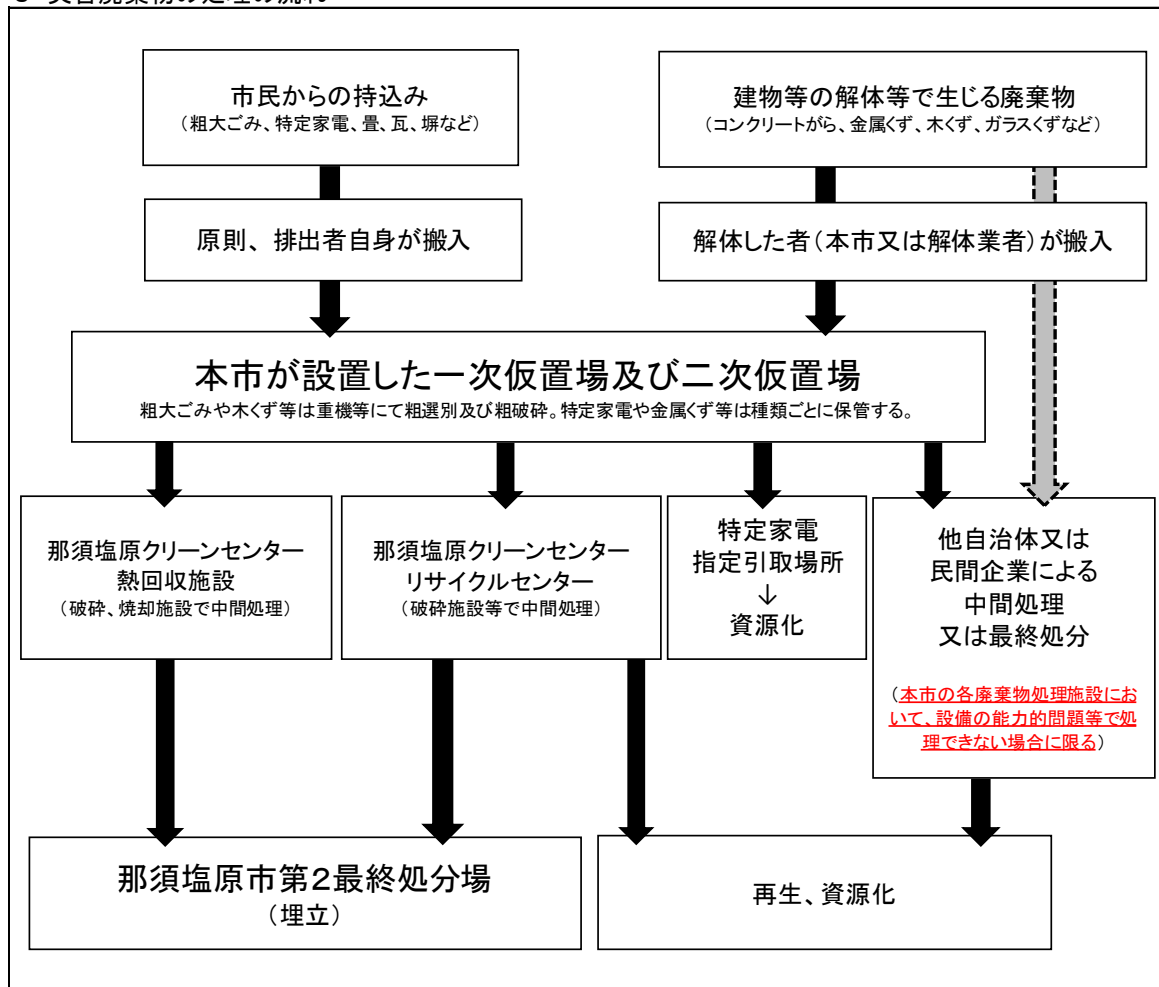


3 災害廃棄物の処理の流れ

市民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で一時的に保管します。また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。一次仮置場から搬入される廃棄物は破碎・選別し、資源化や焼却等を行うとともに、再資源化できない廃棄物は最終処分します。

◀ 図表 15 災害廃棄物処理の流れ ▶

3 災害廃棄物の処理の流れ



◀ 図表 16 仮置場等の説明 ▶

用語	説明
一次仮置場	市民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で、仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。東日本大震災や平成 28 年熊本地震等、被害が甚大だった地域に設置されたケースがある。

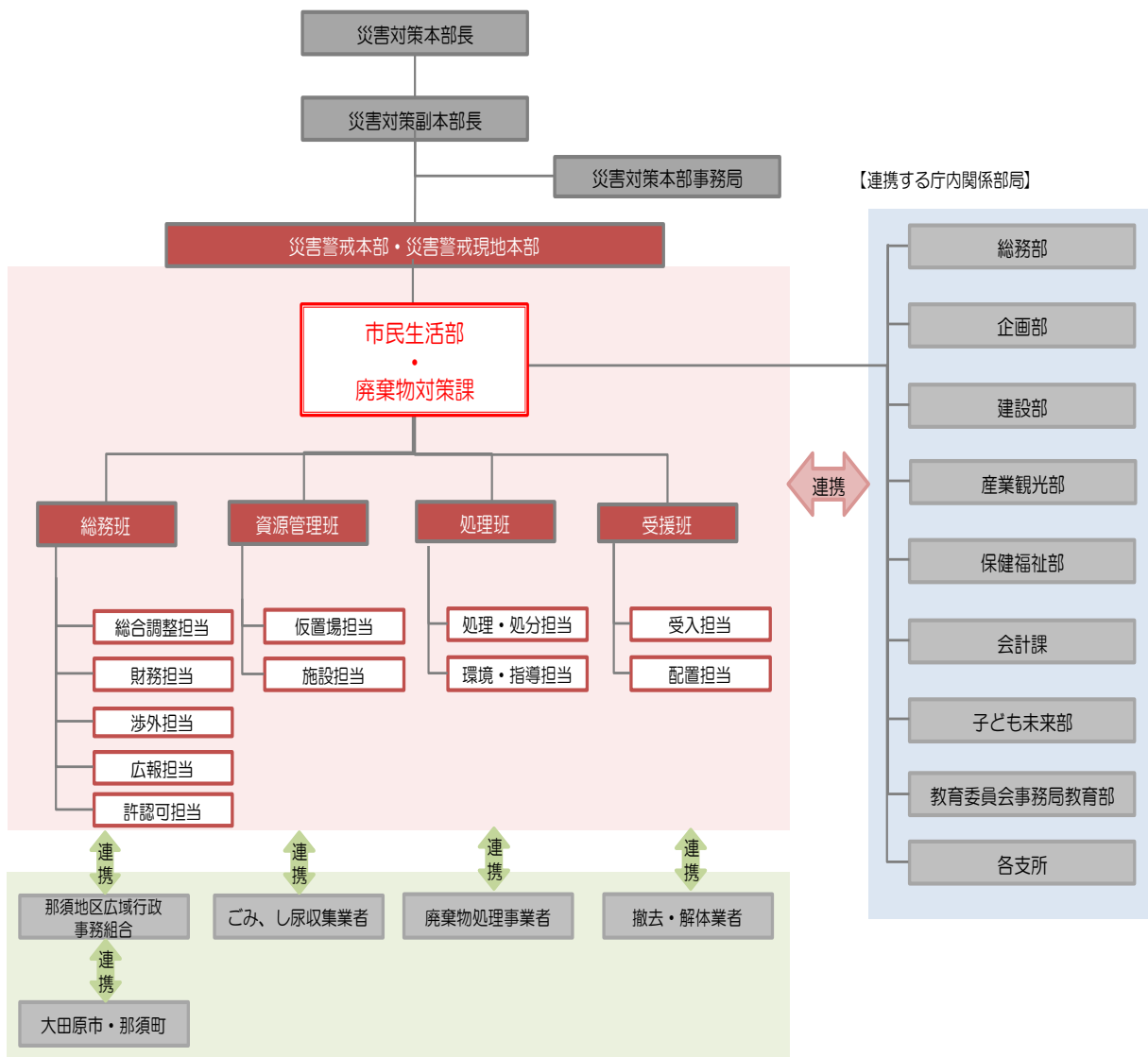
第2章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画又は地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。併せて地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係部局、那須地区広域行政事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応します。

災害時に発生する廃棄物処理業務の担当課は廃棄物対策課であり、その業務内容は図表17に示すとおりである。

◀ 図表17 災害廃棄物処理の組織体制 ▶



◀ 図表 18 災害廃棄物処理に係る各班・担当の業務内容 ▶

班	担当	業務内容	連携する関係部署
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・各支所 ・産業観光部
		指揮命令、総括及び調整会議の運営	
		災害対策本部、各班・担当との連絡調整	
		災害廃棄物処理実行計画の策定	
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 ・必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握 	
		全般に関する進行管理	
		その他業務	
	財務	予算管理（要求、執行）	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・会計課
		業務の発注状況の管理	
		国庫補助のための災害報告書の作成	
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・企画部 ・建設部
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供	
	広報	市民等への災害廃棄物処理に関する広報及び市民等からの問合せ、苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部 ・各支所 ・市民生活部
		メディア対応	
	許認可	処理業の許可及び施設の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部
資源管理	仮置場	一次仮置場の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部
		一次仮置場の設置・運営	
	施設	処理施設の被害情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・建設部 ※県 ※那須地区広域行政事務組合
		処理施設の復旧	
被災施設の代替処理施設の確保			
必要資機材の管理・確保			
処理	処理・処分	避難所ごみの収集運搬、処理	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・保健福祉部 ・子ども未来部 ・教育委員会事務局 ・教育部 ・各支所 ・建設部 ・産業観光部 ・市民生活部
		し尿の収集運搬、処理	
		家屋撤去対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会い）	
		災害廃棄物の収集・運搬、処理	
		最終処分に関する調整	
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	
		処理困難物の処理	
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）	
	環境・指導	民間事業者の指導	
		不法投棄、不適正排出対策	
	仮置場における環境モニタリング		
受援	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部
	配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング	

注）各業務に必要な人数は時間の経過とともに変わるため、人員の配置や体制は随時見直しを行う必要がある。

第2節 情報収集・連絡

(1) 災害時

- 平時において確保した連絡手段を用いて災害廃棄物処理に必要な情報を入手します。

《 図表 19 収集が必要な情報と入手する時期 》

分類	収集が必要な情報	時期	入手先
生活ごみ・ 避難所ごみ	避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難所・医療救護所毎の避難者数、 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	災害対策本部
	避難所ごみの発生量（推計）	初動～	廃棄物対策課
	ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	那須塩原市一般廃棄物処理協同組合
	ごみ集積所の状況（ごみの排出状況）	初動～	那須塩原市一般廃棄物処理協働組合、各自治会（ごみ減量推進員）
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	稼働に関する委託事業者、那須地区広域行政事務組合
	最終処分場の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	管理業務委託事業者
し尿	避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難所・医療救護所毎の避難者数 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	災害対策本部
	仮設トイレの設置場所、設置数、不足数	初動～	市民生活部
	下水道施設の被災状況	初動～	上下水道部
	し尿処理施設の被災状況、稼働可否、復旧見通し	初動～	那須地区広域行政事務組合
	し尿収集必要量（推計）	初動～	廃棄物対策課
	し尿等収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	那須地区広域行政事務組合
災害廃棄物	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況 建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数）	初動～	災害対策本部
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	稼働に関する委託事業者、那須地区広域行政事務組合
	最終処分場の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	管理業務委託事業者
	空地の被災状況	初動～	総務部
	一次仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	初動～	廃棄物対策課
	重機、収集運搬車両等の状況	初動～	建設部、委託事業者
	建物の撤去等の状況（撤去棟数、撤去済棟数）	応急～	総務部、廃棄物対策課
	災害廃棄物の発生量、広域処理必要量	応急～	廃棄物対策課
	一次仮置場の災害廃棄物の保管状況	応急～	廃棄物対策課
	一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	応急～	廃棄物対策課
	り災証明書の発行状況	復旧～	総務部
	二次仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	復旧～	廃棄物対策課
	二次仮置場の災害廃棄物の保管状況	復旧～	廃棄物対策課
二次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	復旧～	廃棄物対策課	

注) 情報を入手する時期の区分は図表 1 1 を参照

(2) 平時

- 連絡窓口一覧表を作成し、県や関係市町・那須地区広域行政事務組合と共有します。一覧表は必要に応じて随時更新を行います。
- 電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段の準備に努めます。また、非常用電源等の確保に努めます。
- 情報機器及び周辺機器は、内水氾濫も含めた水害被害に遭わない場所に設置します。
- 収集運搬業者、プラントメーカー等の関係者等との災害時の連絡方法を確認します。

第3節 関係主体との協力・連携

県や県内市町・那須地区広域行政事務組合を含めた県内の一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理します。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たります。

◀ 図表 20 主な関係主体と支援内容 ▶

関係主体	支援内容（例）
県内市町	<ul style="list-style-type: none">・ 市民窓口対応、仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員及び車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施、処理施設での受入
県	<ul style="list-style-type: none">・ 県内市町間連携のための調整・ 収集運搬及び処理に関する支援要請・ 災害廃棄物処理に関する技術的助言・ 仮置場としての県有地の提供 等
県内一部事務組合	<ul style="list-style-type: none">・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設での受入など
民間事業者団体 （協定締結事業者 を含む）	<ul style="list-style-type: none">・ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員及び車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施・ 仮置場の管理及び運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供・ 災害廃棄物の処理（広域処理を含む）
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の分別に関する災害ボランティアへの周知
国・専門機関	<ul style="list-style-type: none">・ 広域処理に関する調整・ 災害廃棄物処理に関する技術的助言・ 補助金申請や査定対応等の事務対応に関する指導及び助言

(1) 県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本市が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県や県内市町・那須地区広域行政事務組合を含めた県内の一部事務組合支援を求め、連携して対応します。

(2) 事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本市の一般廃棄物処理施設で処理しきれないことや、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定されます。また、災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行います。そのために、県を通じて栃木県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。また、産業廃棄物処理施設による災害廃棄物処理を適正に行うため、関係する法令を調査、研究し、条例等を整備します。

(3) 社会福祉協議会との連携

被災家屋等から排出された片付けごみを搬出・運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会等が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図ります。

(4) 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関・関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。必要に応じて D.Waste-Net へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

第4節 各種協定

発災後は、県や本市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進めます。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行います。

(1) 災害時

- 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請します。支援要請に当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請します。

(2) 平時

- 過去の発災時の対応状況や、全庁または関係団体と定期的実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行います。
- 不備な点は、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行います。

◀ 図表 21 災害時の廃棄物対策を中心とした協定 ▶

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
栃木県災害廃棄物等の処理における市町村相互応援に関する協定	栃木県及び県内全市町	栃木県環境森林部廃棄物対策課	028-623-3098
栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定	栃木県及び公益社団法人栃木県産業資源循環協会ほか	栃木県環境森林部廃棄物対策課	028-623-3098

◀ 図表 22 自治体間における収集運搬車両等の提供や行政人員の派遣が期待される協定 ▶

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
那須塩原市と足立区との災害時における相互応援に関する協定	東京都足立区	危機管理部 災害対策課	03-3880-5836
災害時における相互応援に関する協定	茨城県ひたちなか市	生活安全課	029-273-0111 内線 3211、3218
災害時における相互応援に関する協定	埼玉県新座市	危機管理課	048-481-6748
災害時における相互応援に関する協定	福島県白河市	生活防災課	0248-22-1111 内線 2166~2168
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	加盟 64 市町村	茨城県北茨城市	0293-43-1111
危機発生時における相互応援協定に関する協定	埼玉県さいたま市	防災課	048-829-1126
八溝山周辺地域定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	加盟 7 市町	大田原市危機管理課	0287-23-1115

◀ 図表 23 民間事業者団体における収集運搬資機材等の支援が期待される協定 ▶

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
災害時における応急対策活動に関する協定	那須塩原市建設業協会、那須塩原電設協会、那須塩原管工事業協同組合	那須塩原市都市計画課	0287-62-7158

第5節 受援体制の構築

協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築します。

1 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- 支援者への要望（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）を可能な限りとりまとめて支援要請書を作成します。支援先から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめます。

(2) 災害対策本部への報告

- 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部（又は受援班/担当）に報告します。

(3) 支援の要請

- 平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえ、廃棄物部局が支援要請を行います。支援要請の内容は、県及び環境省関東地方環境事務所とも共有します。

(4) 受入れ体制の構築

- 庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を作成します。
- 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備します。
- 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供します。

(5) 支援者との情報共有

- 支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認します。

《 図表 24 事前に準備すべき事項と配慮すべき事項 》

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援先から派遣される先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ○ 災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ○ 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ○ 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ○ 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ○ 可能な範囲で、応援車両の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ○ ホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ○ 就寝のための布団等を準備する。 ○ 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）
後発部隊への引継	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が後発部隊に引継がれる場合には、要望事項や注意事項を引継ぐ。 ※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可

2 想定される支援メニュー及び支援主体

支援側が速やかに業務に着手できるように、主体毎の支援メニューを整理しておく。

◀ 図表 25 想定される支援メニュー及び支援主体 ▶

支援メニュー（例）		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO/NPO 災害ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○※1		
実行計画作成	実行計画作成の補助等		○※1	○※1	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○※1		
契約	契約事務補助等		○※1		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○※1		
収集運搬	生活ごみ等の収集運搬、分別作業等		○	○	○
情報収集	発災後の対応状況等に係る情報収集		○		
仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等		○	○	
現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集		○		○※2
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	住民への広報（分別等）				○

全体を通して助言

注1) 専門的な知識や過去の経験を有する者

注2) 避難所におけるごみの分別指導等

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告 と復旧

(1) 災害時

- 一般廃棄物処理施設の運営・管理担当者は、平時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況及び操業再開時期等の情報を集約した上で災害対策本部に報告します。復旧工事が必要となる場合は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できるだけ早く再稼働します。
- 被災した施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行います。

(2) 平時

- 一般廃棄物処理施設の耐震化を推進し、設備の損壊防止対策を実施するよう努めます。
- 洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討します。また、重要機器や受配電設備等は内水氾濫も踏まえ、想定浸水レベル以上に配置する等の浸水対策を行います。
- 一般廃棄物処理の管理担当者は、非常用発電設備の設置や補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品、焼却炉の冷却水の備蓄を行い、災害時に処理継続できるよう努めます。
- 一般廃棄物処理に係る災害時のBCP（事業継続計画）を策定し、施設関係者と協議し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルを作成し、効果の確認に努めます。

◀ 図表 26 本市における一般廃棄物処理施設の状況 ▶

【焼却施設】

施設名	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (トン/日)	公称能力 (トン/日)	対象廃棄物	処理方式
那須塩原 クリーン センター 熱回収施 設	36,782 トン	365 日 ※1号炉、 2号炉それ ぞれ休止期 間あり	1号炉： 50.6 トン 2号炉： 48.7 トン	140 トン (70 トン/ 日×2炉)	可燃ごみ、可燃残渣	全連続ストー カー方式

【粗大ごみ処理施設】

施設名	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (トン/日)	公称能力 (トン/日)	対象廃棄物	処理方式
那須塩原 クリーン センター リサイク ルセンタ ー	153.6 トン	223 日	0.69 トン	3.2 トン/5h	粗大ごみ	破碎
	468.4 トン	154 日	3.04 トン	4.0 トン/5h	不燃ごみ	破碎
	1,583.0 トン	244 日	6.49 トン	4.0 トン/2h	かん	圧縮
	457.4 トン	239 日	19.03 トン	2.1 トン/5h	ペットボトル	圧縮
	941.0 トン	165 日	5.70 トン	6.8 トン/2h	びん	破袋
	2.2 トン	42 日	0.05 トン	0.2 トン/5h	白色トレイ等	減容

【し尿処理施設】

施設名	年間処理量 (kl/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (kl/日)	公称能力 (kl/日)	処理方式		
					汚水処理	汚泥処理	資源化处理
那須地区広 域行政事務 組合第2衛 生センター	53,105kl	365 日	145.4kl	150kl	標準脱窒 素処理＋ 高度処理	濃縮、脱 水、乾燥の のち、焼却	なし

【最終処分場】

施設名	年間処分量 (トン/年)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立終了 (年度)	対象廃棄物
那須塩原市 一般廃棄物 最終処分場	4,124 トン	92,704 m ³	不明 ※平成 27 年 8 月時点で 26,222 m ³	令和 2 年度	焼却残渣、不燃残渣、溶融スラグ
那須塩原市 一般廃棄物 第 2 最終処 分場	令和 3 年 4 月供用開始 予定	76,000 m ³	76,000 m ³	令和 17 年度	焼却残渣、不燃残渣、溶融スラグ

出典：那須塩原クリーンセンターについて、年間処理量、稼働日数、平均日量は本市独自資料による。公称効力、対象廃棄物及び処理方法は「那須塩原市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月（改定））」を元に一部加筆・修正

出典：し尿処理施設について、年間処理量、稼働日数、平均日量は那須地区広域行政事務組合の資料による。公称効力、対象廃棄物及び処理方法は同組合のホームページを元に一部加筆・修正

出典：最終処分場について、現行最終処分場に関する各数値のうち、年間処分量は本市独自資料による。全体容量、対象廃棄物は「那須塩原市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月（改定））」を元に一部加筆・修正。平成 27 年 8 月時点の残余容量は本市の最終処分場埋立残余管理。残容積測量結果（平成 27 年 8 月実施）による。

◀ 図表 27 一般廃棄物処理施設の位置 ▶



出典：「那須塩原市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月（改定）」

注） 塩原堆肥センターは一般廃棄物処理施設だが、災害廃棄物の処理は想定していない。

◀ 図表 28 し尿処理施設の位置 ▶



出典：「那須塩原市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月（改定）」

注）し尿処理施設は第 1 衛生センター及び第 2 衛生センターのみで、他施設は下水道処理設備等。また、第 1 衛生センターは平成 30 年 4 月以降稼働を停止している。

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、調理ができないことから非常食を食べることになるため、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や携帯トイレ、簡易トイレ等、平時とは異なるごみが発生します。

既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣の市町や一部事務組合に要請することになるため、まずはその量を把握することが必要になります。そのため、避難者数や発生原単位等から避難所ごみの発生量を推計します（巻末資料参照）。

◀ 図表 29 避難所で発生する廃棄物の例 ▶

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	悪臭やハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
ダンボール	食料・飲料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。 ※ただし、汚れがひどいものは可燃ごみ
ビニール袋、プラスチック類	食料・飲料の容器包装等	可燃ごみとして排出する（当市の分別による）。
ペットボトル	飲料の容器包装等	分別して保管する。 ※ただし、断水時はペットボトルを洗浄できず、収集しても再生不適となる可能性があることから、可燃ごみとしての排出もやむを得ないものとする。
缶類	食料・水の容器包装等	分別して保管する。 ※断水時は洗浄できないことから、できる限り密封する。
携帯トイレ・簡易トイレ、生理用品、ストマなど	携帯トイレ・簡易トイレ	感染や臭気、排出者の心情に可能な限りに配慮し、密閉等の対応を検討する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	自己治療等の医療行為 簡易的な手当て	インスリン自己注射等で排出された注射針等は、本市が処理すべき廃棄物として保管のための専用容器を安全な場所に設置し、管理する。

出典：「災害廃棄物対策指針」を元に一部加筆・修正

第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理

(1) 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 廃棄物部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所のごみ置場の設置場所を確認します。

【収集運搬体制の構築】

- 廃棄物部局は、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確立します。
- 直営車両及び平時の収集運搬委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県や D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡することとします。

【作業計画の策定】

- 避難所ごみの発生量を推計し、推計発生量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、作業計画を策定します。収集の際は、生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行います。作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定します。
- 本市は面積が広範であるため、大規模災害が発生した場合も、地区によって被害の規模が異なる可能性があります。被災が甚大な地区も含め、市内全域の通常のごみの収集を維持できるか確認するとともに、状況によっては、被害が軽微な地区の通常のごみの収集を一時的に制限することも検討します。

【市民への周知及び広報】

- 収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について、市民や避難者へ周知及び広報を行います。
- 避難所ごみは、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定します。
- 市民や避難者への周知・広報の方法は、避難所でのチラシの配布・貼紙、広報誌・ホームページ、ごみ分別アプリ、メール送信サービス、各種SNS、マスコミの利用、自治会へ周知する等の方法により行います。

【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- 生活ごみ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず、平時と同じ施設で処理します。
- 一般廃棄物処理施設が操業再開できず、処理不能な場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。
- 事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して焼却施設へ搬入することとしますが、腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合又は廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助対象となった事業者の事業場で、災害に伴い発生したもの等については、本市による収集も検討します。

(2) 平時

- 生活環境の保全及び公衆衛生の確保を最優先とする、ごみの種類に応じた収集や処理の優先順位を検討します。
例) 資源の収集を一時中止し、他の品目の収集に限定するなど。
- 避難所の数及び場所を把握しておきます。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておきます。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておきます。また、災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻りに連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。

◀ 図表 30 本市の収集運搬車両の台数 ▶

車両		使用燃料	市直営	委託
パッカー車 (回転式)	台数(台)	軽油	0	79
	容量(トン)		0	225.7
車両		使用燃料	市直営	委託
平ボディ車 (1トン以上)	台数(台)	軽油及びガソリン	2	33
	容量(トン)		3	87.2

出典：本市独自資料（一般廃棄物処理業許可業者データベース）より抽出、集計した。

◀ 図表 31 関係者の連絡先 ▶

項目	名称	部局名	連絡先	備考
県内連携	栃木県	環境森林部廃棄物 対策課	028- 623-3098	災害等廃棄物対策チーム
県内連携	那須地区広域行政 事務組合	事業課	0287- 65-3611	業務係
収集運搬	那須塩原市一般廃 棄物処理協同組合		0287- 65-0863	

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節 し尿等の発生

災害時には、停電や断水、下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあります。そのような場合には、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り、マンホール等）の利用が想定されますが、使用される災害用トイレの種類によっては収集運搬車両の種類や処理方法が異なります。

既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレ等の処理やし尿の処理を近隣の自治体に要請することになるため、避難者数や発生原単位等からし尿の発生量を推計します（巻末資料参照）。

◀ 図表 32 災害用トイレの種類 ▶

名称	説明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
仮設トイレ (汲み取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。
仮設トイレ (マンホール)	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置する。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月、内閣府）を元に一部加筆

第2節 仮設トイレ等の設置

(1) 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 廃棄物部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認します。

【携帯トイレ・簡易トイレ等の使用】

- 下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用します。この場合、携帯トイレ等の排出場所は避難所等に設置する専用の排出場所とします。
- 使用済の紙おむつについては、可能な限り仮設トイレに汚物を投入します。紙おむつ自体は、携帯トイレと同様に特定の排出場所に排出します。
- 生理用品及びストマ等は、ビニール袋に入れた後、携帯トイレと同様に特定の排出場所に排出します。

【マンホールトイレについて】

- 仮設トイレのうち、いわゆる「マンホールトイレ」は、本市内の各下水道施設等においては大規模災害発生時の処理能力が想定できないことから、本計画では設置を予定しません。ただし、設置が可能となる条件について、今後も下水道部局と協議を続けます。

【仮設トイレの設置】

- 避難所毎の避難者数に基づき、仮設トイレ（汲み取り）を設置・増設します。
- 避難者だけではなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを利用することを考慮し、適正な数を設置する必要があります。

◀ 図表 33 避難所における仮設トイレ設置数 ▶

地区名	避難所における収容人数の最大値 ^(※1)	目安の設置数(1基/50人) ^(※2)
黒磯地区	8,617人（避難所 28箇所）	176
西那須野地区	8,447人（避難所 17箇所）	177
塩原・箒根地区	2,396人（避難所 8箇所）	47

出典：※1「那須塩原市地域防災計画（資料編）（令和元年度再編）」
 各避難所における仮設トイレの目安の設置数は、巻末資料を参照のこと。
 ※2「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」

【仮設トイレの管理】

- 設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、避難所運営や防疫活動に係る関係他部と連携し、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、携帯用トイレや紙おむつ、生理用品、ストマ等を排出する際のビニール袋）の確保に努め、又、定期的な清掃等を実施します。

(2) 平時

- 関係他部局と協議・調整しながら、災害用トイレの備蓄を進めます。また、第2衛生センターが稼働を停止するなどの事態が発生することを想定し、下水道担当部局とマンホールトイレの設置に関する実現性等について、継続して協議します。
- 仮設トイレ（汲み取り）については、高齢者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達するよう努めます。仮設トイレのレンタル事業者と協定の締結等を進め、災害時に仮設トイレが不足しないよう備えます。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておきます。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておきます。
- その他備品・消耗品のうち、長期保管が可能な物（携帯用トイレや紙おむつ、生理用品、ストマ等を排出する際のビニール袋）を備蓄するよう努めます。

◀ 図表 34 災害用トイレの備蓄数 ▶

品目	数量
携帯トイレ	0枚
簡易トイレ（災害用備蓄トイレ）	173基
仮設トイレ（汲み取り）	0基

第3節 し尿等の収集運搬・処理

(1) 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 廃棄物部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立します。
- 携帯トイレ・簡易トイレは平ボディ車で収集運搬します。パッカー車はプレス時にし尿の漏れが懸念されるため、原則として使用しないようにします。
- し尿はバキューム車により収集運搬します。
- 直営車両及び委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡します。
- 下水道設備へのし尿の直接投入の可否について、担当部局と協議します。

【作業計画の策定】

- し尿の発生量を推計します。
- し尿の発生量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を策定します。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とします。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- し尿は、那須地区広域行政事務組合が管理する第2衛生センターで処理するため、発災後ただちに那須地区広域行政事務組合に第2衛生センターの稼働の可否について確認します。
- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- バキューム車で収集したし尿は第2衛生センターに運搬します。
- 第2衛生センターが操業不能又は操業再開の見通しがたらず、処理できない場合等は、県、近隣市町及び広域行政組合等へ支援要請を行います。

【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行います。
- 平ボディ車で収集した携帯トイレ・簡易トイレは那須塩原クリーンセンターの熱回収施設で焼却処理します。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県、近隣市町村及び広域行政組合等へ支援要請を行います。

(2) 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておきます。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法について、那須地区広域行政事務組合及び大田原市、那須町と連携し、協議します。

- 災害時における那須地区広域行政事務組合及びし尿等に関する収集運搬業許可業者への連絡方法を確認しておきます。災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、那須地区広域行政事務組合及び収集運搬業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。
- 那須地区広域行政事務組合のし尿処理施設が稼働できず、近隣自治体や一部事務組合等の設備においても処理が不能となる状況を想定し、本市の下水道処理施設におけるし尿処理の可否及び可能な場合の条件等について、担当部局と協議、確認を行います。

◀ 図表 35 那須地区3市町（大田原市、那須町及び本市）におけるし尿の収集運搬車両の台数
（平成 30 年 3 月 31 日現在） ▶

車両		使用燃料	市直営	委託
し尿収集車 （バキューム車）	台数（台）	軽油	0	44
	容量（kl）		0	184

◀ 図表 36 関係者の連絡先 ▶

項目	名称	部局名	連絡先	備考
県内連携	栃木県	環境森林部廃棄物 対策課	028- 623-3098	災害等廃棄物対策チーム
し尿処理 及び収集 運搬	那須地区広域行政 事務組合	事業課	0287- 65-3611	業務係

第6章 災害廃棄物の処理

第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、市内処理施設の稼働状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、やさしい日本語を用いた情報の発信を行います。情報の提供は、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報します。

また、市民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時より積極的に普及啓発活動を行います。

(1) 災害時

- 被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害時の廃棄物処理の推進のため、市民や災害ボランティア、事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係他部局（シティプロモーション課・社会福祉協議会）と協議の上、様々な媒体を活用して周知・広報を行います。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る市民がいることも想定し、ホームページによる広報だけでなく、避難所への掲示やビラ配布等も行います。

◀ 図表 37 情報提供を行う媒体と情報の内容 ▶

情報提供の媒体	情報の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・広報誌 ・ツイッター ・フェイスブック ・ごみ分別アプリ ・メール送信サービス ・施設掲示板 ・回覧板 ・ケーブルテレビ ・行政防災無線 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや資源物など、平時にごみステーションに排出されるごみの収集日・収集回数の変更 ・市民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間 ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物 ・家電4品目の排出方法 ・家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止 ・便乗ごみの排出禁止 ・損壊家屋の撤去等に係る申請手続き ・災害廃棄物に関する問合せ窓口 ・災害ボランティア支援依頼窓口 ・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法

(2) 平時

- 災害時においても不法投棄、野焼きは違法行為にあたること、不適正な排出が、適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる事等について、平時から市民・災害ボランティア・事業者・自治会（ごみ減量推進員）に啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進めます。

第2節 災害廃棄物の発生量の推計

(1) 災害時

【災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握します。
- 県や専門機関から提供される情報を活用します。

【災害廃棄物の発生量の推計方法】

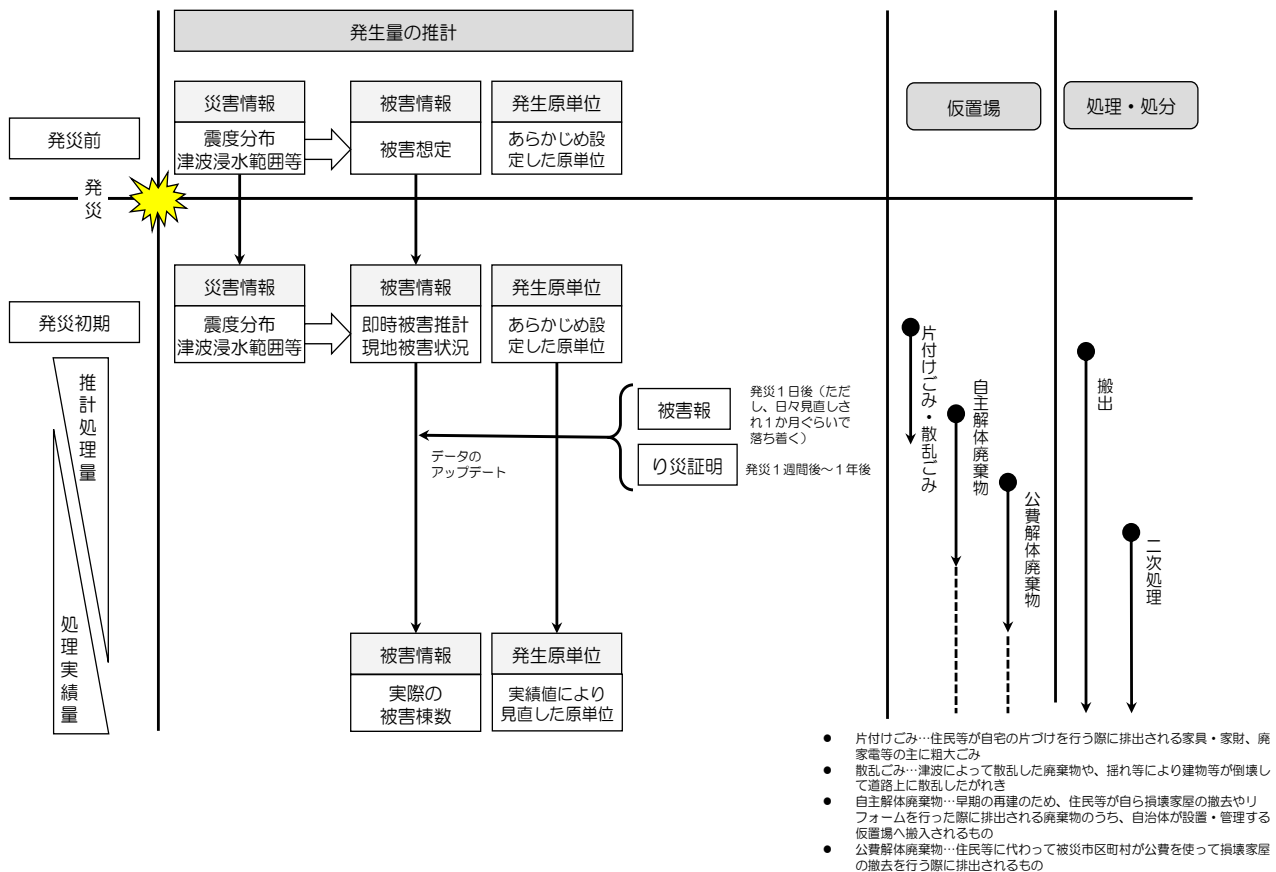
- 被害情報（建物の被害棟数）と災害廃棄物の発生原単位、種類別割合を用いて発生量を推計します。

$$\text{災害廃棄物の発生量} = \text{被害情報（建物の被害棟数）} \times \text{発生原単位} \times \text{種類別割合}$$

【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要です。
- 図表 38 では発災前と発災後のフェーズで災害廃棄物の発生量を算定する際に活用ができるデータを整理しています。建物の被害棟数の情報は時間の経過とともに変わるため、トラックスケールでの計量、仮置場内の測量等による実績値を用い、発生量を見直すことを検討します。

◀ 図表 38 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計 ▶



(2) 平時

- 被害想定に基づき災害廃棄物等の発生量を推計します。那須塩原市の直下に震源を想定した地震（マグニチュード6.9）に伴う災害廃棄物等の発生量は、図表9に示したとおりです。なお、発生量の推計方法、発生原単位及び種類別割合は巻末資料を参照のこと。
- 水害に伴う災害廃棄物等の発生量については、「平成10年8月末豪雨（那須水害）」の建物被害棟数と同規模の災害を想定し推計しています。推計した発生量及び推計方法、発生原単位及び種類別割合は巻末資料を参照のこと。

第3節 片付けごみの回収

(1) 災害時

【片付けごみの回収戦略】

- 片付けごみは、災害時に排出されるごみのうち、平時における粗大ごみ（畳やふとん、タンスなど）及び処理困難物（特定家電4品目、瓦、コンクリートがらなど）と同形状のものです。
- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なりますが、水害の場合、水が引いた直後から自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される傾向があります。
- 片付けごみは、原則として本市が設置・管理する仮置場へ市民が直接搬入するものとし、発災直後から仮置場を設置します。ごみステーション回収は原則行いません。
- 片付けごみの対応ができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や、状況に応じて本市による戸別回収を検討します。
- 被災地の片付け等により排出されるごみのうち、平時はごみステーションに出すごみと同形状のもの（生ごみや食器、小型家電など）は、生活ごみとして通常のごみステーションに出します。

【仮置場の設置】

- 次節の「第4節 仮置場」を参照のこと。

【収集運搬車両の確保】

- 高齢者等の災害弱者が排出する片付けごみを回収するための人員及び車両を確保します。
- 万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所（いわゆる勝手仮置場）が発生した場合は、これを回収するための人員及び車両を確保します。勝手仮置場では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、平ボディ車やプレス式のパッカー車を準備し、複数台でチーム編成を行い、勝手仮置場の対応ができるよう、体制を構築します。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いですが、小型車でないと通行できない道路もあるため、勝手仮置場の設置場所に応じたサイズの車両を確保します。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Netへの広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡します。

【収集運搬ルートの決定】

- 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定します。ルートの検討に当たっては、支援者を交えた調整を行います。

(2) 平時

【収集運搬を行う人員及び車両の確保・連絡体制】

- 本市及び事業者が所有する収集運搬車両の台数を把握します。また、パッカー車だけではなく、平ボディ車の台数も把握します。
- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新、共有します。
- 平時に粗大ごみ戸別回収等を実施するためにシルバー人材センターから派遣されている作業員について、粗大ごみの収集を休止している間、災害弱者対応や避難所における携帯トイレ等の収集運搬業務に動員することの可否について、シルバー人材センターと検討、協議します。

◀ 図表 39 本市の収集運搬車両の台数 ▶

車両		使用燃料	市直営	委託
パッカー車 (回転式)	台数(台)	軽油	0台	75台
	容量(トン)		0.0トン	212.8トン
パッカー車 (プレス式)	台数(台)	軽油	0台	4台
	容量(トン)		0.0トン	13.0トン
平ボディ車	台数(台)	軽油及びガソリン	2台	33台
	容量(トン)		3.0トン	87.3トン

◀ 図表 40 関係者の連絡先 ▶

項目	名称	部局名	連絡先	備考
収集 運搬	栃木県	環境森林部廃棄物 対策課	028- 623-3098	「栃木県再廃棄物等の処理 における市町村相互応援に 関する協定」に基づく支援 要請
	那須塩原市一般廃棄物 処理協同組合	代表理事	0287- 65-0863	
仮置場 設置に 関する 通知	那須地区消防本部		0287- 28-5111	廃棄物の保管による火災発 生の可能性に関する通知
	那須塩原警察署		0287- 67-0110	仮置場への搬入による渋滞 発生の可能性に関する通知

第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。その保管に当たっては、その後の処理に影響が生じないよう、廃棄物の種類毎に分別し、仮置き・保管します。

那須塩原市の直下に震源を想定した地震（マグニチュード 6.9）の場合の被害想定により推計した、災害廃棄物の発生量から一次仮置場の必要面積を推計すると、必要な一次仮置場は「約 2.6 ヘクタール」となります。なお、一次仮置場の必要面積の算定方法は巻末資料を参照のこと。

（1）災害時

【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の情報をもとに一次仮置場を選定します。また候補地を実際に使用できるか、現地確認を行います。
- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係部局に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議した上で確保します。また、ハザードマップにおける浸水予想区域のみならず、内水氾濫の危険性も可能な限り考慮に入れ、検討します。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明するよう努めます。あわせて、一次仮置場は、一定の期間（少なくとも数ヶ月間）設置されることも説明し、理解を得た上で設置するよう努めます。

【一次仮置場の設置】

- 図表 41 に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置します。
- 一次仮置場に必要な資機材を巻末資料に示します。

◀ 図表 41 一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント ▶

【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で出入口をふさぐか、警備員を配置する。
- ・ 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。

【動線】

- ・ 搬入及び搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし、場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。ただし、仮置場の状況によって、柔軟に変更する。

【地盤対策】

- ・ 仮置場の地面について、特に土の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。
- ・ 仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。

【災害廃棄物の配置】

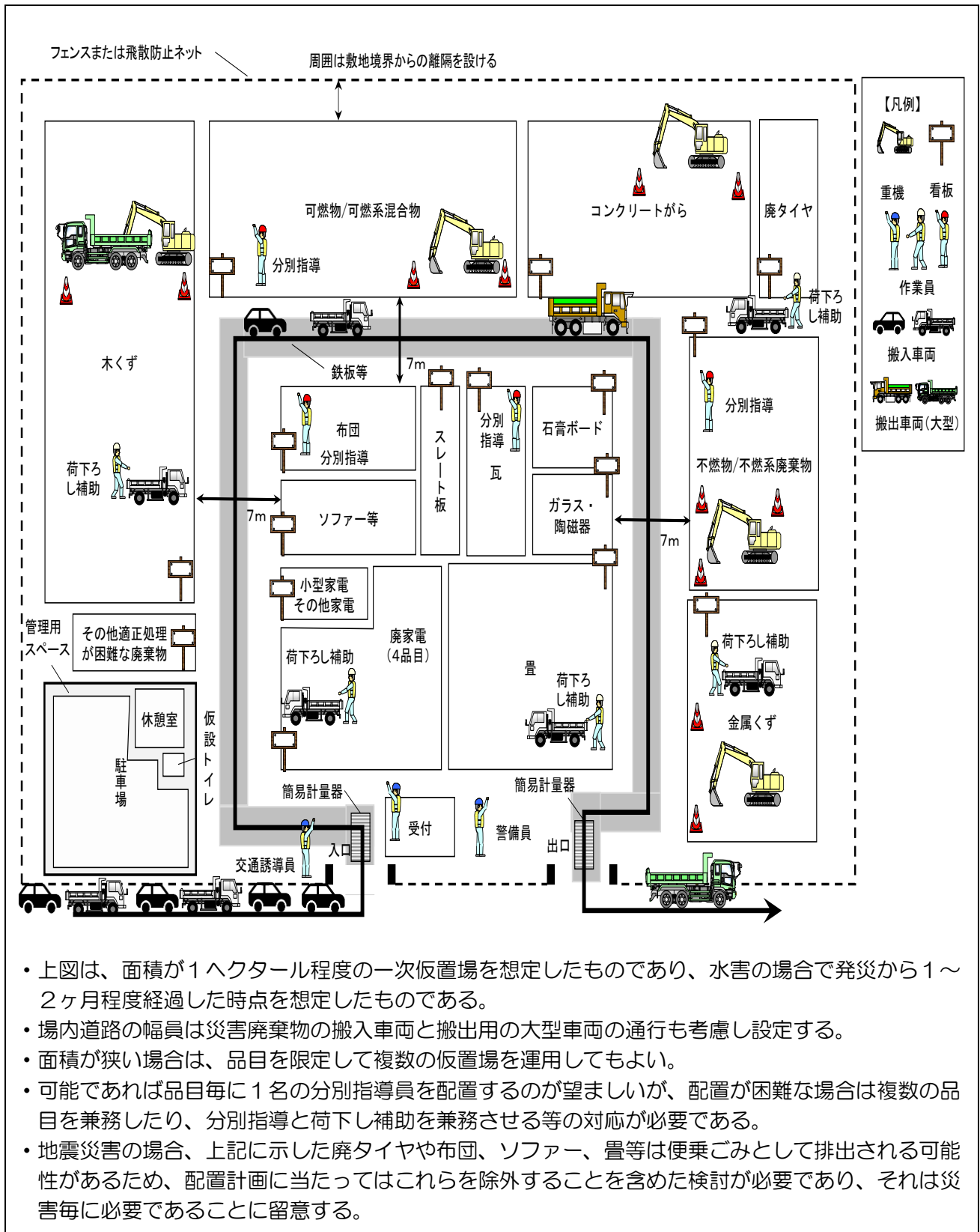
- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 災害廃棄物の搬入及び搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆う等の飛散防止策を講じる。
- ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 万一、灯油等の可燃性の危険物が持ち込まれた場合には、燃えやすいものの近くには保管せず、管理がしやすい見やすい場所に保管する。
- ・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

【その他】

- ・ 市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置等防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・ 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破砕したほうが二次仮置場へ運搬して破砕するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破砕機を設置することを検討する。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

◀ 図表 42 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例 ▶



- ・上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点をも想定したものである。
- ・場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。
- ・面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。
- ・可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下し補助を兼務させる等の対応が必要である。
- ・地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、それは災害毎に必要なことに留意する。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）

【人員の確保】

- 一次仮置場の管理・運営を行うため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置します。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの一次仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、民間企業や団体に委託又は支援を要請して人員を確保します。人員が確保されるまでは対応可能な庁内の人員だけで管理・運営を行います。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本市の職員が対応に当たることとするため、少なくとも1名は本市の職員を配置します。

◀ 図表 43 人員確保の方法 ▶

支援要請先	部局名	連絡先	備考
本市災害対策本部	総務部	0287-62-7150	庁内他部局からの支援
栃木県	環境森林部廃棄物対策課	028-623-3098	
栃木県産業資源循環協会		028-612-8016	

【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、市民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報し、協力を得ることとします。ただし、仮置場の管理は、災害ボランティア協力の対象外とします。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等に事前に掲載し、又は仮置場の入口で配布します。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を平時のうちに作成し、設置します。
- 仮置場での受付時間は午前9時から午後5時（正午～午後1時は休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定します。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しませんが、2週間後以降は、毎週水曜日は休みとして、仮置場の整理・整頓を行います。

◀ 図表 44 仮置場の管理方法 ▶

災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。 ○ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント（アイアンクロー等）で粗破碎する。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。 ○ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により計量器等による計量が困難な場合は、搬入・搬出回数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを推計する。
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ○ 仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
漏水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。 ○ 排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。
火災防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200m² 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。（図表 6（1）参照） <div style="text-align: center;"> </div> <p>出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

【処理先への搬出】

- 処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場のスペースを確保します。

【一次仮置場の原状復旧、返却】

- 仮置場の復旧は、原状回復が基本ですが、土地の所有者又は管理者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、返還するようにします。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行います。

【二次仮置場の設置・運営・管理】

- 災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置します。
- 二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者へ業務委託します。

(2) 平時

- 仮置場の必要面積を考慮し、市内で偏りが生じないように、可能な限り地域毎に仮置場の候補地を選定しておきます。なお、仮置場の候補地の選定に当たりチェックする項目は、図表 45 に示すとおりです。
- 二次仮置場については、一次仮置場より広い面積を想定し、候補地を検討します。
- 選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておきます。

◀ 図表 45 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目 ▶

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公有地（市有地、県有地、国有地）が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ (私有地の場合)地権者の数が少ない。 	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。	
面積	一次仮置場	○ 広いほどよい。(3,000m ² は必要)	○ 適正な分別のため。
	二次仮置場	○ 広いほどよい。(10ha以上が好適) ※本計画で具体的な設置想定は行わない	○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	○ 農地、校庭、等は避けたほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなるため。	
他用途での利用	○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。	
望ましいインフラ(設備)	○ 使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)	○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。	
	○ 電力が確保できること。(発電設備による対応も可)	○ 仮設処理施設等の電力確保のため。	
土地利用規制	○ 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。	
土地基盤の状況	○ 舗装されているほうがよい。 ○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	○ 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。	
	○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。	
	○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。	
	○ 河川敷は避けたほうがよい。	○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。	

項目	条件	理由
地形・地勢	○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ○ 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
	○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	○ 迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	○ 変則形状でないほうがよい。	○ レイアウトが難しくなるため。
道路状況	○ 前面道路の交通量は少ないほうがよい。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	○ 大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	○ 車両の出入口を確保できること。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
	○ 搬入・搬出の間口は 9.0m 以上がよい。	○ 大型車両の交互通行のため。
輸送ルート	○ 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅に近いほうがよい。	○ 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	○ 住宅密集地でないこと。 ○ 病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ○ 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	○ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	○ 鉄道路線に近接していないほうがよい。	○ 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	○ 各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	○ 二次災害の発生を防ぐため。
その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部修正

第5節 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本市内で処理しきれない場合には、県内の他市町の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないように廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定します。

(1) 災害時

【処理・処分】

- 選別・破砕や焼却等の中間処理を行い、再生利用又は最終処分を行います。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行います。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託します。
- 混合廃棄物等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破砕等の中間処理を行った後、既存の処理施設で処理を行います。また、必要な場合は、仮設処理施設の仕様作成及び二次仮置場の設計・積算を行い、処理業務を発注します。

【再生利用】

- セメント原材料や建設土木資材、バイオマスボイラー*用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理します。なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保します。

※バイオマスボイラー

⇒主に木くずを燃料としたボイラーである。熱や蒸気を利用する工場や発電のために設置されている。災害廃棄物処理においても木くずの利用先として重要である。

(2) 平時

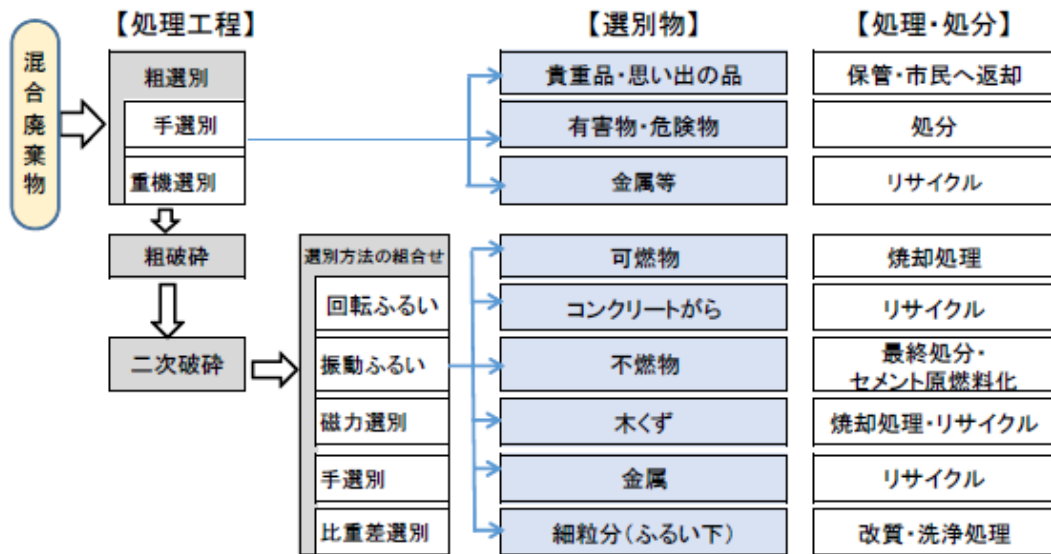
【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物(選別後)の種類毎に処理方法を検討します。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行います。公共の処理施設で処理不能なものについては、民間事業者に処理を委託するか、県を通して県内又は県外の市区町村及び広域行政組合における処理の支援を要請します。

【参考1】混合廃棄物の処理（例）

- 混合廃棄物は、可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別することで再生利用を図る。また、危険物や思い出の品等を含むこともあるため、これらに留意して処理を行う。
- 図表 46 のように重機による選別・手選別の他、複数の破碎・選別工程で処理する。混合廃棄物の性状に応じて適切な選別方法を選択する。

◀ 図表 46 混合廃棄物の処理（例） ▶



出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月、東北地方環境事務所）



仮施設内の手選別工程
（宮城県岩沼市、平成 25 年 2 月）

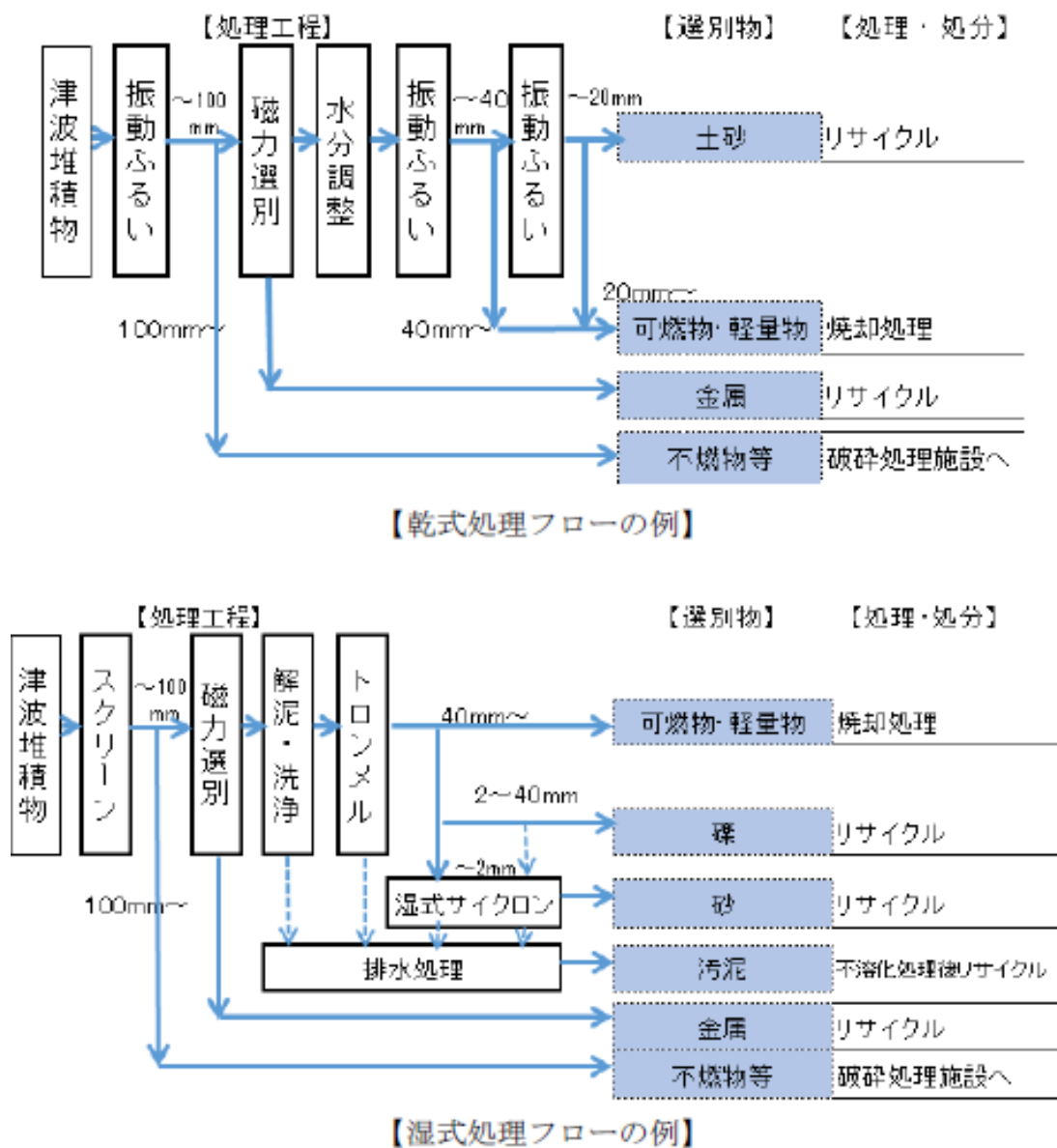


可燃物の貯留ヤード
（宮城県石巻市、平成 25 年 6 月）

【参考2】多量の土砂や汚泥を含む災害廃棄物に関して（津波堆積物の例を参考とした処理）

- 大規模な土砂崩れなどで発生する、多量の土砂や汚泥を含む災害廃棄物処理については、津波堆積物の処理に関する例を参考とする。
- 津波堆積物は、土砂・泥状物とともに陸上に存在していた様々なものを巻き込んだ性状である。金属類・可燃物等を選別し、ふるいによる粒度調整を行う乾式処理が基本であるが、処理前に津波堆積物の重金属等を分析し、汚染が認められたものは湿式洗浄を加えた湿式処理を行う。含水率が高い場合は、改質剤を添加する等して主にふるいによる粒度選別を行い、建設土木資材として再生利用を図る。

◀ 図表 47 津波堆積物の処理（例） ▶



出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月、東北地方環境事務所）

◀ 図表 48 廃棄物（選別後）の種類毎の処理方法の考え方 ▶

種類	処理方法の考え方
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破碎処理や焼却処理をする。 ○ 家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努める。 ○ 合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。 ○ 木くずを破碎すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。破碎しない（嵩張る）状態で保管するためのストックヤードの確保が必要である。 ○ 再生利用先の受入条件の調整が必要である。 ○ 木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合があるため、保管の方法や期間には注意が必要である。
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破碎処理を行う。 ○ 極力土木資材としてのリサイクルに努める。 ○ コンクリートがらは路盤材等としてリサイクルできるが、路盤材の需要を上回る量のコンクリートがらを処理すると、路盤材としてすぐに利用できない。路盤材としてすぐに利用できない場合は、コンクリートがらを仮置場で保管する。 ○ ガラス・陶磁器くず：極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。 ○ スレート板：石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは原則民間施設等で埋立処分する。 ○ 多量の土砂や汚泥を含むがれき：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分する。
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいため、乾燥等する必要がある。 ○ プラスチック類：極力セメント原材料等にリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破碎選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残渣は埋立処分する。 ○ 瓦：屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルができる。処分費用及び環境負荷の低減ができることから、極力リサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。 ○ 畳：仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原材料等にリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。 ○ 食品：食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行う。
多量の土砂や汚泥等を含む災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物：津波堆積物に係る処理の例を参考とし、ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。

種類	処理方法の考え方
廃家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ○ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目は、家電リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。4 品目以外の電気製品については、破碎して金属等のリサイクルに努める。 ○ 水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努める。
廃自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。 ○ 水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努める。
有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者が専門の事業者へ依頼し、極力リサイクルに努める。 ○ 農薬・化学薬品、石棉含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。 ○ PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行う。
その他処理が困難な廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物：消火器、ガスボンベ類、油類は、分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。 ○ マットレス・ソファ類：切断後、金属の回収、焼却処理を行う。 ○ 石膏ボード：汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とする。汚れ・水濡れ等のものは原則民間施設等で埋立処分する。 ○ 太陽光発電設備（家庭用）：感電に注意して取扱う。金属等のリサイクルに努める。 ○ 漁網：漁網には錘に鉛等が含まれていることから、分別して破碎・焼却処理や埋立処分を行う。 ○ 混合廃棄物：可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努める。

【既存処理施設における処理可能量の推計】

- 既存処理施設（公共）の処理可能量は、図表 49 に示すとおりです。なお、処理可能量の推計方法については巻末資料を参照のこと。

◀ 図表 49 既存処理施設の処理可能量 ▶

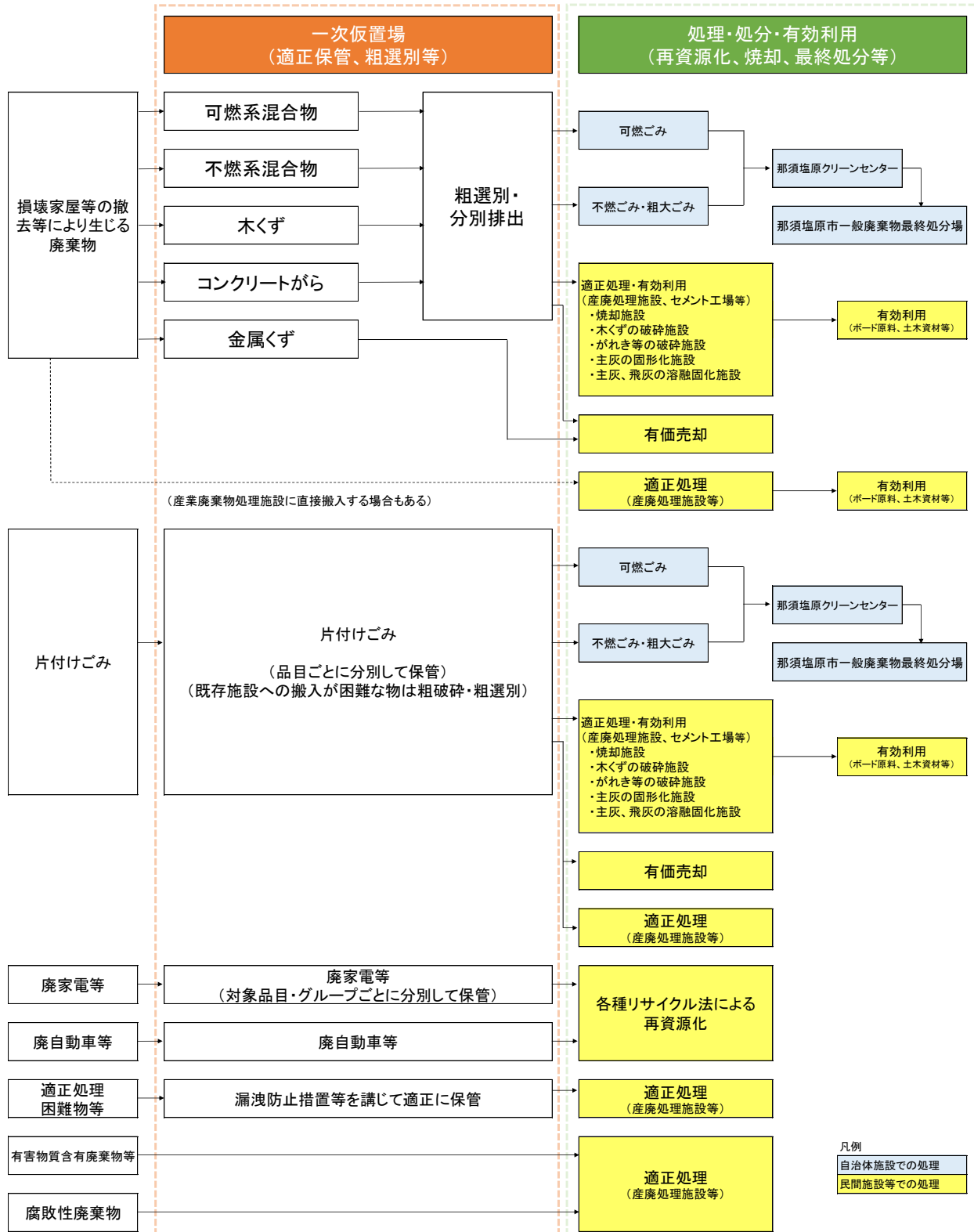
区分	施設名称	処理可能量又は残余容量
焼却施設	那須塩原クリーンセンター (熱回収施設)	2,285 トン/年 (発災当初 1 年) 2,216 トン/年
粗大ごみ処理施設	那須塩原クリーンセンター (リサイクルセンター)	80 トン/年
不燃ごみ処理施設	那須塩原クリーンセンター (リサイクルセンター)	96 トン/年
最終処分場	那須塩原市一般廃棄物最終処分場	受入不可 (平成 27 年 8 月時点) 26,222 m ³

【処理フローの検討】

○ 上記で検討した処理方法に基づき、処理フローを作成します。

◀ 図表 50 災害廃棄物の処理フロー ▶

二次仮置場を設置しない場合の概略フロー



注) 必要に応じて二次仮置場を設置する場合がある

第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理します。

◀ 図表 51 (1) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例 ▶

項目	想定される処理ルート・留意点等
PCB	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)へ搬送・処理を行う。 ○ 低濃度 PCB 廃棄物(低濃度 PCB 含有廃棄物、微量 PCB 汚染廃電気機器等)は、廃棄物の種類に応じて、無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者と契約して搬送・処理を行う。 <p>※詳細は「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」(環境省・経済産業省)を参考とする。</p> <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分する。 ○ 屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管する。 ○ 地震等で転倒しないように配慮する。
石綿含有廃棄物等	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固化により飛散防止措置を行ったうえで、原則として民間の管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。 <p><u>取り扱いにおける留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すにあたり、固化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。
石膏ボード	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として民間の管理型最終処分場にて最終処分する。 ○ 中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉を再資源化、紙くずを焼却する。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

◀ 図表 51 (2) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例 ▶

項目	想定される処理ルート・留意点等
ガスボンベ	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱いにおいて、ボンベの破裂に注意する。
消火器	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消火器取扱窓口に処理業者を聴取し、引渡すことでリサイクルを行う。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 問合せや特定窓口の照会に、(株) 消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時より協議・調整しておく。 ○ 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。 ○ エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理する。
肥料	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農家へ提供する。 ○ セメント工場で焼却焼成する。 ○ 高含水津波堆積物の改質助材として活用する。 ○ 原則として民間の管理型最終処分場で埋立処分する。 ○ コンクリート固化等の後、最終処分する。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性質上、窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコンバッグ等に入れて保管等を行う。
廃畳	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料 (RPF) として再生する。 ○ 選別後に可燃物として処理する。 ○ 発電燃料へリサイクルする。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重ねて積み上げることで、発火することがある。 ○ 破碎・選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有することがあるため、可能な限り十分なスペースを確保する。

◀ 図表 51 (3) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例 ▶

項目	想定される処理ルート・留意点等
水産系廃棄物	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立 ○ 埋設保管 ○ 焼却 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要である。 ○ 悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合がある。 ○ 埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等の梱包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について（(公社)におい・かおり環境協会）」等を参考に実施する。 ○ 水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を大幅に超える場合もあるため、埋立処理に当たっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要がある。
感染性廃棄物	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却 ○ 熔融 ○ 高圧蒸気滅菌又は乾熱滅菌 ○ 肝炎ウイルスに有効な加熱又は薬剤による消毒 ○ 他法令に規定する感染性病原体に有効な方法による消毒 <p><u>収集運搬における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する（容器を破損しないような方法で収集運搬する）。 ○ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。 <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。 ○ 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 ○ 他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。 ○ 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

第7節 損壊家屋等の撤去等

(1) 災害時

【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

- 損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施します。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとします。なお、公共施設や企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施します。

【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、建設・土木担当部局の職員を含めた体制を構築します。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者に業務委託します。

【申請方法の広報、申請窓口の設置】

- 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、り災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置します。

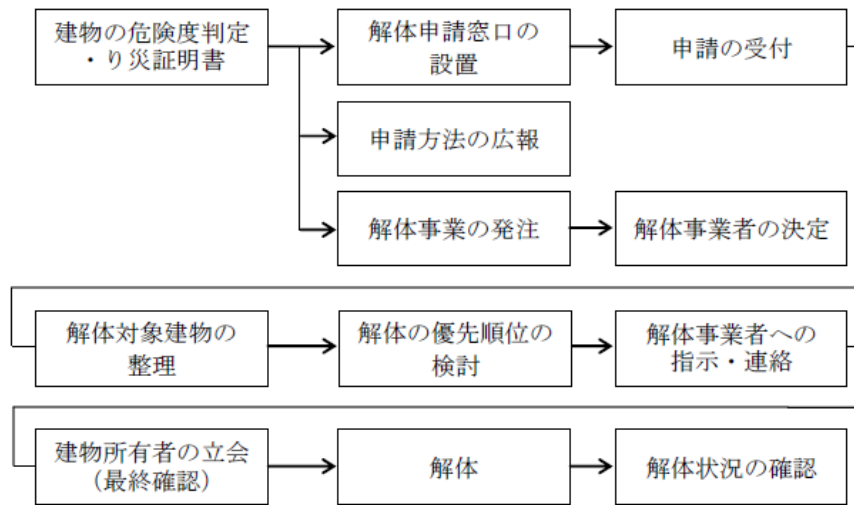
【損壊家屋等の解体】

- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行います。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もあります。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とします。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡します。
- 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぎます。
- 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底します。
- 高圧ガスボンベ（LPガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促します。

(2) 平時

- 総務部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整えます。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておきます。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集します。

◀ 図表 52 本市が損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例 ▶



出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

◀ 図表 53 石綿の飛散防止に関する注意点 ▶

木造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。 ○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐火被覆の確認を行う。 ○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨・鉄筋 コンクリート造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。 ○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典：「災害廃棄物対策指針」より作成



石綿含有吹付けロックウール



石綿含有スレート波板（屋根・外壁）

出典：「目で見るアスベスト建材（第2版）」（平成 20 年3月、国土交通省）

第8節 処理業務の進捗管理

(1) 災害時

【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入及び搬出量を、車両の台数や計量器で計量し、記録します。
また、解体家屋数、処分量等の量を把握し、進捗管理を行います（図表 54）。
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握します。

◀ 図表 54 記録の種類 ▶

仮置場の搬入・搬出 における記録	○ 搬入・搬出重量及び車両台数、種別・積載量、発生元の地域、搬出先等 ○ 車両 1 台毎の写真、日毎の作業員数・施工状況写真 ○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	○ 種別別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量

【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討します。
県は、市町から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握します。

【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行います。
- 申請の準備を行うために、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）を精読します。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業員数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理します。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置します。

(2) 平時

- 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努めます。

第7章 教育訓練

第1節 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

また、災害時に速やかに行動できるよう、教育訓練を定期的を実施し、災害対応力の向上を図っていきます。なお、教育訓練によって得られた課題は、本計画の見直しに活用します。

【訓練、演習の方法】

- 災害廃棄物処理計画の周知、読み合わせ
- セミナー、講演会、勉強会（過去の災害廃棄物処理の経験に学ぶ教訓、仮置場の管理に係る実務、災害廃棄物の処理方法、災害報告書作成・補助金交付申請事務に係る実務、災害廃棄物処理に係る関連法令等）
- 情報伝達訓練
- 図上演習、机上演習

第2節 経験の継承

災害における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、経験を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の適正かつ円滑・迅速な対応に活かします。

第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町・事業者・市民との連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理の実現を目指します。

(1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて庁内及び県・他市町・事業者・市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。
- 災害廃棄物処理に関連するマニュアルや業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の行動の強化を図ります。

(2) 情報共有と教育訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。
- 那須地区広域行政事務組合及び大田原市・那須町並びに関係団体と、原則年に1回、情報共有を兼ねた意見交換会や机上訓練などを実施し、有事の際、担当者同士が連携できる基礎を構築します。

(3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。教育訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図ります。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。

(4) 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、見直しの必要性を検討し、適宜改定を行います。

【本計画の見直しを行う場合】

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合（気候変動による影響を踏まえた見直しを含む。）
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する自治体間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合

卷末資料

資料1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物等の発生量の推計方法

1 災害廃棄物の発生量の推計方法（想定地震による災害）

(1) 推計式

災害廃棄物発生量（想定地震による災害）

$$\text{全体} = \text{損壊家屋の単位面積あたりから排出される廃棄物量（トン/㎡）} \\ \times \text{平均延床面積（㎡/棟）} \times \text{解体棟数（棟）}$$

災害廃棄物発生量（想定地震による災害）

種類別 = 新潟県中越地震（旧長岡市）の処理割合を参照

(2) 設定数値

○原単位（損壊家屋の単位面積あたりから排出される廃棄物量（トン/㎡））：

新潟県中越地震（旧長岡市）の原単位（0.47トン/㎡ ※木造、非木造同数値）

出典：「平成17年度大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書」（平成18年3月、環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課）

○本市の居住用家屋1棟当たりの面積（㎡）

木造⇒専用住宅 4,154,927㎡/40,751棟 付属家 369,745㎡/9,924棟

非木造⇒非木造住宅 1,089,607㎡/5,437棟

⇒100.05㎡（家屋総面積：5,614,279㎡/家屋棟数 56,112棟）

出展：「平成31年度那須塩原市家屋概要調書等報告書」

※災害時において、市が対応すべき解体により排出される災害廃棄物は居宅が主であることが想定されるため、木造は専用住宅及び付属家を対象とする。

※非木造住宅については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び軽量鉄骨造を対象とする。

※非木造住宅分には集合住宅（アパート等）も含まれているが、集合住宅のみの数値を抽出することが不能であったため、補正せず推計した。

○本市直下における損害家屋の被害想定

全壊⇒1,627棟 半壊⇒6,589棟

想定地震の被害想定における火災による焼失家屋（冬、夕方18時 風速10m/s）

⇒213棟（全て全壊家屋として扱う。また、上記の全壊棟数とは別数）

※出展：「栃木県地震被害想定調査（平成27年3月）」

○解体棟数（棟）

解体棟数は、全壊及び半壊の1/2と設定した。

解体棟数（棟）＝全壊（棟）＋半壊（棟）×1/2

※半壊の家屋については半数が解体され、災害廃棄物が生じるものとして推計。残り半分は解体による災害廃棄物は発生しないものとする。

○種類別の災害廃棄物発生量（想定地震による災害）については新潟県中越地震（旧長岡市）の処理割合を参照とし資料図表1に示した。

◀ 資料図表1 新潟県中越地震（旧長岡市）の処理割合 ▶

種類	旧長岡市組成	
	処理量（トン）	組成割合（％）
がれき類	61,610	56.9%
木くず	25,260	23.3%
瓦、陶器、ガラス、タイル	6,272	5.8%
金属くず	1,389	1.3%
石膏ボード	2,177	2.0%
廃プラスチック	998	0.9%
畳	925	0.9%
可燃残渣	621	0.6%
不燃残渣	8,979	8.3%
その他	0	0%
計	108,231	100%

出典：「平成17年度大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書」（平成18年3月、環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課）をもとに編集

(3) 推計結果

- 那須塩原市の直下に震源を想定した地震による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物は資料図表2に示した。
- 本市直下地震による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（片付けごみを除く）が約24万トン発生する。これは平時の一般廃棄物排出量（41,955トン）の約6年分（平成30年度比）となる。
- 「不燃物」の発生量は、平時の不燃物排出量（777トン）の約227倍（平成30年度比）となり、最終処分場等の処理先が逼迫することが想定される。
- 「がれき類」の発生量が最も多く、市内全域で約14万トン発生するため、再生利用及び処理が課題となる。

◀ 資料図表2 （想定地震による災害）損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン） ▶

	解体棟数（棟）	原単位 （トン/㎡）	居住用家屋1棟当 たりの面積（㎡）	損壊家屋等の撤去等に伴い生じる 廃棄物（トン）
全壊	1,627	0.47	100.05487	76,510.96
半壊	3,295*			154,949.98
焼失	213			10,016.49
合計				241,477.43

※本市直下における損害家屋の被害想定の中、半壊家屋数は6,589棟であるが、半壊の家屋は半数が解体され、災害廃棄物が生じるものとして推計。残り半分は解体による災害廃棄物は発生しないものとする。
 $6,589 \times 1/2 \div 3,295$ 棟として計算する。

◀ 資料図表3 (想定地震による災害) 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる種類別廃棄物(トン) ▶

種類		組成割合(%)	損壊家屋等の撤去等に 伴い生じる廃棄物 (トン)
①	がれき類	56.9%	137,400.7
②	木くず	23.3%	56,264.2
③	瓦、陶器、ガラス、タイル	5.8%	14,005.7
④	金属くず	1.3%	3,139.2
⑤	石膏ボード	2.0%	4,829.5
⑥	廃プラスチック	0.9%	2,173.3
⑦	畳	0.9%	2,173.3
⑧	可燃残渣	0.6%	1,448.9
⑨	不燃残渣	8.3%	20,042.6
⑩	その他	0%	0.0
計		100%	241,477.4

◀ 資料図表4 災害廃棄物の発生量の集計(単位:トン) ▶

可燃物 (②,⑥,⑦,⑧)	不燃物 (①,③,⑤,⑨)	金属くず (④)	合計
62,060	176,278	3,139	241,477

※片付けごみを除く。

※上記の区分は仮置場の必要面積の算出の際に使用する。

2 災害廃棄物の発生量の推計方法（想定水害による災害）

(1) 推計式

災害廃棄物発生量（想定水害による災害）

全体 = 損壊家屋棟数（棟）×原単位

災害廃棄物発生量（想定水害による災害）

種類別 = 平成27年9月関東・東北豪雨における処理実績の割合を参照

(2) 設定数値

○損壊家屋棟数は「那須水害」の実績値を参照とする。

全壊⇒10棟 半壊及び一部損壊⇒14棟 床上浸水⇒129棟 床上浸水⇒910棟

出典：「那須塩原市地域防災計画 令和元年度改訂版」

○原単位は「災害廃棄物対策指針」で示される原単位を用いる。

全壊⇒117トン/棟 半壊⇒23トン/棟

床上浸水⇒129トン/世帯 床下浸水⇒910トン/世帯

※那須水害の半壊及び一部損壊の実績値の区分は災害廃棄物対策指針で示される原単位の区分と異なる。那須水害の実績値はこれ以上の情報がないため今回の推計では一部損壊も半壊として推計している。（一部損壊は解体することが稀であるため、床上浸水の原単位を用いる。）

※床上・下浸水の原単位はトン/世帯となっているが那須水害の実績値はこれ以上の情報がないため世帯=棟として算出している。

○種類別の割合は平成27年9月関東・東北豪雨における処理実績の割合を用いる。

(3) 推計結果

○那須水害と同規模を想定した水害による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物は資料図表4に示す。

○那須水害と同規模を想定した水害による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（片付けごみを含む）が約2,650トン発生する。これは平時の一般廃棄物排出量（41,955トン）の約1.3月分（平成30年度比）に相当する。

○「不燃物」の発生量が最も多く、平時の不燃物排出量（777トン）の約2.5年分（平成30年度比）となり、最終処分場等の処理先が逼迫することが想定される。

○「コンクリートがら」の発生量が市内全域で約262トン発生するため、再生利用及び処理が課題となる。

◀ 資料図表5 (那須水害と同規模) 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる種類別廃棄物 (トン) ▶

	被害棟数 (棟)	原単位 (t/棟)	損壊家屋等の撤去等に伴い 生じる廃棄物 (トン)
全壊	10	117	1,170.0
半壊	14	23	322.0
床上浸水	129	4.6	593.4
床下浸水	910	0.62	564.2
	合計		2,649.6

※床上浸水・床下浸水は片付けごみに該当する。

※「一部損壊」の家屋は解体することが稀であり、床上浸水の原単位を用いるが今回は半壊と同じ扱いとした。

◀ 資料図表6 (那須水害と同規模) 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる種類別廃棄物 (トン) ▶

種類	組成割合 (%)	損壊家屋等の撤去等に伴い 生じる廃棄物 (トン)
可燃物	4.4%	116.6
不燃物	70.5%	1,868.0
コンクリガラ	9.9%	262.3
金属くず	0.6%	15.9
柱角材	2.1%	55.6
その他	0.6%	15.9
土砂	12.0%	315.3
	合計	2,649.6

3 片付けごみの発生量の推計方法（想定地震による災害）

(1) 推計式

片付けごみの発生量 = 災害廃棄物の発生量（トン）×片付けごみの割合（％）

(2) 設定数値

○想定地震による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物は、資料図表2より 241,477.43 トンである。

○片付けごみの割合は、「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）に掲載されている情報（下表）より、平成 28 年 4～8 月の処理実績 471 トンを片付けごみと仮定し、災害廃棄物の合計量 2,893 トンの割合として約 15%と設定した。

(3) 推計結果

○片付けごみ=241,477.43（解体系）×15%=36,221.61 トン

○片付けごみを粗大ごみと同性状と想定すると、平時の発生量（1,162 トン）に比べて約 31 倍（平成 30 年度比）となるため、円滑・迅速な処理が課題となる。

○片付けごみは発災直後や避難者の帰宅等の時期に集中的に排出されることが想定されるため、仮置き・収集運搬方法に留意する必要がある。

○片付けごみの可燃物・不燃物の割合の設定根拠

「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）に掲載されている情報（下表）より、片付けごみの可燃物（木くず、可燃物）は約 24%（=（45+68）/471×100）と、不燃物は約 76%と設定した。

	処理実績 又は発生 推計量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他（残材等）			
					混合廃棄物（埋立）	可燃物	瓦類等	その他
H28.4～H28.8 処理実績 （千トン）	471	137	45	4	153	68	45	18
割合（％）	100.0%	29.1%	9.6%	0.9%	32.4%	14.5%	9.6%	3.8%
H28.9～H30.3 推計量 （千トン）	2,422	1,233	411	9	263	63	252	190
割合（％）	100.0%	50.9%	17.0%	0.4%	10.9%	2.6%	10.4%	7.9%
合計 （千トン）	2,893	1,371	456	14	416	131	297	208
割合（％）	100.0%	47.4%	15.7%	0.5%	14.4%	4.5%	10.3%	7.2%

（注）小数点以下の四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）

◀ 資料図表7 片付けごみの可燃物・不燃物の割合と発生量 ▶

片付けごみの発生量（トン）	241,477
可燃物	24% 57,954
不燃物	76% 183,523

4 片付けごみの発生量の推計方法（想定水害による災害）

(1) 推計結果

- 想定水害による災害は原単位の特性上、損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物の内数にあたる。
資料図表 5 より床上浸水、床下浸水の発生量が該当する。(593.4+564.2=1,157.6 トン)
- 片付けごみ約 1,160 トン発生する。
- 片付けごみを粗大ごみと同性状と想定すると、平時の発生量（1,162 トン）とほぼ同数（平成30年度比）になるため、円滑・迅速な処理が課題となる。
- 片付けごみは発災直後や避難者の帰宅等の時期に集中的に排出されることが想定されるため、仮置き・収集運搬方法に留意する必要がある。

5 避難所ごみの発生量の推計方法

(1) 推計式

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (トン/人・日)}$$

(2) 設定数値

- 平成30年度実績
 - ・生活系可燃ごみ⇒21,630 トン 生活系不燃ごみ⇒631 トン
 - ・計 22,261 トン（それぞれ粗大ごみを含まない）
- 原単位（那須塩原市民1人1日当たりの排出量）⇒518 グラム/日
- 避難者数 ⇒3,805 人（災害発生当日から1日後）
※避難者に関する出典：「栃木県地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）」
- 避難所ごみ1日当たりの推計発生量 ⇒3,805 人×518 グラム/日=1.97 トン/日

◀ 資料図表 8 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く） ▶

	平成30年度
総人口（人）	117,726
家庭系ごみ（可燃及び不燃）排出量（トン/年）	22,261
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（トン/人・年）	61

※粗大ごみ以外の家庭系ごみを対象とし、平成30年度の収集実績をもとに設定

◀ 資料図表 9 平成30年度実績の家庭系ごみ排出量 ▶

	合計(トン/年)	直営収集	委託収集	委託収集 粗大ごみ	自己搬入
可燃ごみ	21,630	66	20,377	76	1,185
不燃ごみ	631	14	444	31	174

(3) 推計結果

- 避難所ごみが発災当日から1日後で1日約2トン発生する。平時の家庭系ごみ回収量（粗大ごみ、資源物を含み、集団資源回収は含まない）に比べると約83%である。

6 し尿の発生量の推計方法

(1) 推計式

し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量

① 仮設トイレ必要人数=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数

= (水洗化人口-避難者数 × (水洗化人口/総人口)) × 上下水道支障率 × 1/2

② 非水洗化区域し尿収集人口

= 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

(2) 設定数値

- ・ 避難者数⇒3,805人 (災害発生当日から1日後)
出典:「栃木県地震被害想定調査 (平成27年3月)」
- ・ 水洗化人口⇒90,678人
出典:「平成29年度一般廃棄物実態調査」
- ・ 総人口⇒117,955人
出典:「平成29年度一般廃棄物実態調査」
- ・ 上下水道支障率⇒上水道支障率⇒44.7%
(直後断水 (51,228人) / 上水道供給人口 (114,609人)) * 100
※直後断水人数に関する出典:「栃木県地震被害想定調査 (平成27年3月)」
※上水道供給人口に関する出典:「那須塩原市ホームページ」
- ・ 汲取人口⇒21,877人 (総人口-水洗化人口)
- ・ 水洗化人口で仮設トイレ等が必要になる人 (断水等) = 24,585.74人
- ・ 汲取人口で仮設トイレ等が必要になる人 = 21,171.29人

(3) 推計結果

- し尿発生量 (収集必要量) が発災初日で1日約78kL発生する。これは、平時のし尿処理量 (16.1kL) に比べて約5倍となるため、円滑・迅速な処理が課題となる。
- 発災直後は、断水や避難者の集中により仮設トイレが不足する可能性が高い。
- し尿収集はバキュームカー等の専用車両で行うため、車両台数の不足や平時と異なる収集運搬ルート等が課題となる。

(4) 各避難所における仮設トイレの目安の設置数

指定避難所(黒磯地区)	電話	所在地	収容地区名	収容可能人数	目安となる基数(1基/50人)
1 黒磯小学校	60-1290	豊町2-1	黒磯公民館内	369	8
2 いきいきふれあいセンター	60-1115	桜町1-5		563	12
3 黒磯中学校	60-1010	豊町5-3		415	9
4 共英小学校	60-1295	共壘社99-1	厚崎公民館内	255	6
5 埼玉小学校	60-1293	埼玉99		164	4
6 厚崎中学校	60-1008	上厚崎385		317	7
7 黒磯運動場武道館	60-1113	上厚崎664		695	14
8 厚崎公民館	60-1166	上厚崎500-1		220	5
9 黒磯文化会館	63-3219	上厚崎490		323	7
10 稲村小学校	60-1291	埼玉8		404	9
11 東原小学校	60-1292	東原4		361	8
12 黒磯北中学校	60-1012	埼玉6	稲村公民館内	445	9
13 稲村公民館	64-3998	若草町117-1		192	4
14 豊浦小学校	60-1294	豊浦17	とようら公民館内	248	5
15 日新中学校	60-1009	鍋掛1087		362	8
16 とようら公民館	60-3122	東豊浦23-110		96	2
17 シニアセンター	73-2210	鍋掛1429-34		68	2
18 鍋掛小学校	60-1296	鍋掛1019		148	3
19 寺子小学校	-	寺子1146-2		鍋掛公民館内	704
20 鍋掛公民館	60-1164	鍋掛531	105		3
21 大原間小学校	67-1056	方京3-14-6	東那須野公民館内	278	6
22 波立小学校	67-1056	波立228		147	3
23 東那須野中学校	67-1166	島方689		405	9
24 東那須野公民館	67-1163	東小屋474-11		171	4
25 高林小学校	68-7118	高林483		310	7
26 青木小学校	62-1293	青木12	高林公民館内	169	4
27 高林中学校	68-7116	箭坪353		480	10
28 高林公民館	68-0115	箭坪347-1		203	5
計				8,617	188

指定避難所(西那須野地区)	電話	所在地	収容地区名	収容可能人数	目安となる基数(1基/50人)
1 三島小学校	36-0103	三島1-21	三島小学校区	237	5
2 槻沢小学校	36-0246	槻沢1	槻沢小学校区	240	5
3 東小学校	36-0066	太夫塚1-193	東小学校区	504	11
4 南小学校	36-0244	二区町399	南小学校区	210	5
5 西小学校	36-0243	四区町662	西小学校区	432	9
6 大山小学校	36-4192	下永田8-7	大山小学校区	266	6
7 三島中学校	36-0209	東三島1-104	三島小、西小、槻沢小学校区	496	10
8 西那須野中学校	36-0146	下永田4-3	東小、南小、大山小学校区	488	10
9 西那須野公民館	36-1143	太夫塚1-194-78	東小学校区	290	6
10 狩野公民館	37-3528	槻沢231	槻沢小学校区	213	5
11 南公民館	36-7341	二区町401	南小学校区	137	3
12 西公民館	37-1677	四区町661	西小学校区	188	4
13 三島公民館	36-8531	東三島6-337	三島小学校区	1362	28
14 大山公民館	37-6130	下永田8-7-86	大山小学校区	171	4
15 三島体育センター	36-4787	三島5-1	三島小学校区	817	17
16 にしなすの運動公園	36-4785	高柳10	三島小、槻沢小学校	2169	44
17 健康長寿センター	38-1355	南郷屋5-163	三島小、槻沢小学校	227	5
計				8,447	177

指定避難所(塩原・箒根地区)	電話	所在地	収容地区名	収容可能人数	目安となる基数(1基/50人)
1 塩原公民館	32-3812	中塩原1-2	塩原温泉地区	56	2
2 宿泊体験館メープル	32-2909	上塩原58-3		490	10
3 関谷小学校	35-2034	関谷2018-1		240	5
4 ハロープラザ	35-2006	関谷1266-4	ハロープラザ地区	503	11
5 箒根中学校	35-2023	関谷1251		357	8
6 金沢小学校	35-2610	金沢1916-2		423	9
7 大貫小学校	35-2251	上大貫2077-2		147	3
8 横林小学校	35-2250	横林137-5		180	4
計				2,396	52

資料2 災害廃棄物の処理可能量の推計方法

1 焼却施設

(1) 推計式

那須塩原クリーンセンター熱回収施設における処理可能量（トン/年）
＝ 日処理能力（公称能力）×調整稼働率（％）×稼働可能余裕日数（日/年）

(2) 設定数値

- ・日処理能力（公称能力）⇒70 トン/日×2 基（1 号炉、2 号炉）
- ・調整稼働率⇒96%
- ・稼働可能余裕日数⇒1 号炉：15 日 2 号炉：19 日
- ・1 年目の稼働率低下を考慮し、各炉ともに 1 年目は 97%の稼働とする。
※各炉の稼働可能余裕日数は 365 日-（平成 30 年度の稼働実績+法定点検による停止 20 日）とする。
1 号炉+2 号炉=2284.8 トン
※1 年目の稼働率低下を考慮した処理能力⇒2216.3 トン

(3) 推計結果

- 処理可能量の推計結果は資料図表10に示すとおりである。
- 資料図表4と資料図表7より、想定地震における可燃ごみの発生量は約 12 万トン（片付けごみ（可燃物）を含む）であることから、処理期間を3年とした場合、既存の公共の焼却施設だけでは処理量が不足することが想定される。

◀ 資料図表10 焼却施設の処理可能量 ▶

施設名称	処理可能量
那須塩原クリーンセンター (熱回収施設)	2,285 トン/年 (発生当初1年) 2,216 トン/年

2 選別・破碎施設

(1) 推計式

那須塩原クリーンセンターリサイクル施設における処理可能量（トン/年）
＝ 日処理能力（公称能力）×稼働可能余裕日数（日/年）

(2) 設定数値

①選別施設

- ・日処理能力（公称能力）⇒4 トン/日
- ・稼働可能余裕日数⇒24 日

※各炉の稼働可能余裕日数は茶びんの処理（49 日）を停止し、その分を災害廃棄物に振り分けることにする場合。
なお、茶びんはその他のびんと一緒に処理

②破碎施設

- ・日処理能力（公称能力）⇒3.2 トン/日
- ・稼働可能余裕日数⇒25 日

※各炉の稼働可能余裕日数は茶びんの処理（49 日）を停止し、その分を災害廃棄物に振り分けることにする場合。
なお、茶びんはその他のびんと一緒に処理

(3) 推計結果

○処理可能量の推計結果は資料図表 1 1 に示すとおりである。

○資料図表 7 に示したとおり、片付けごみの発生量は約 241,477 トンであることから、処理期間を 3 年とした場合、既存の公共の選別・破碎施設だけでは処理量が不足することが想定される。

◀ 資料図表 1 1 選別・破碎施設の処理可能量（単位：トン/年） ▶

施設名称	処理可能量
那須塩原クリーンセンター (リサイクルセンター 選別施設)	96 トン/年
那須塩原クリーンセンター (リサイクルセンター 破碎施設)	80 トン/年

資料3 一次仮置場の必要面積の算定方法

一次仮置場の必要面積は、「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」を用いて算定した。

「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」とは、想定する処理スケジュールに基づく災害廃棄物の仮置場への搬入量及び仮置場からの搬出量から仮置量を推計して必要面積を算定する方法である。仮置場における災害廃棄物の搬入・搬出を考慮した方法であり、より実態に近い必要面積の算定を行う方法である。

(1) 必要面積の算定式

$$\text{面積} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 = 災害廃棄物の搬入量 - 搬出量

搬入量 : 搬入スケジュールに基づき設定

搬出量 : 搬出スケジュールに基づき設定

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

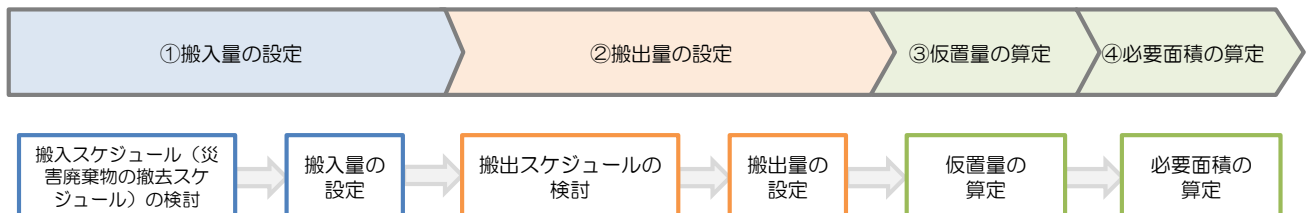
積み上げ高さ : 5m以下が望ましい。

※コンクリートがらや土砂等、5m以上積み上げても火災発生のリスクが少ない種類については、積み上げ高さを個別に設定してもよい。

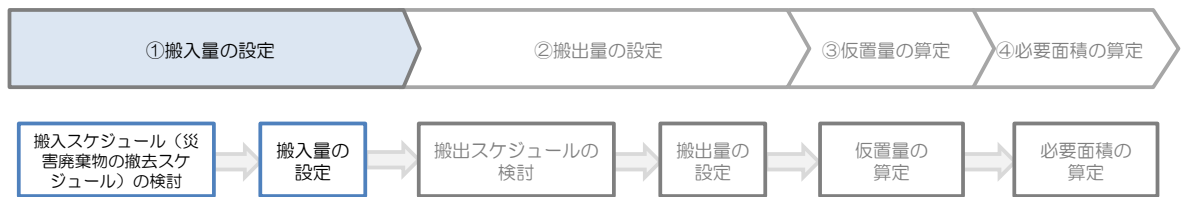
作業スペース割合 : 100%

(2) 必要面積の算定手順

仮置場の必要面積は、「①搬入量の設定」⇒「②搬出量の設定」⇒「③仮置量の算定」⇒「④必要面積の算定」の手順で算定した。



① 搬入量の設定



【搬入スケジュールの検討】

○片付けごみの搬入開始時期や終了時期、建物撤去（必要に応じて解体）の開始時期や終了時期を設定した。

設定した搬入スケジュール

- 発災直後から片付けごみの排出が開始され、4か月後で終了する計画とした。
- 発災5か月目から本格的に建物撤去（必要に応じて解体）を開始する計画とした。
- 発災から24か月で建物撤去（必要に応じて解体）を概ね終了する計画とした。

【搬入量の設定】

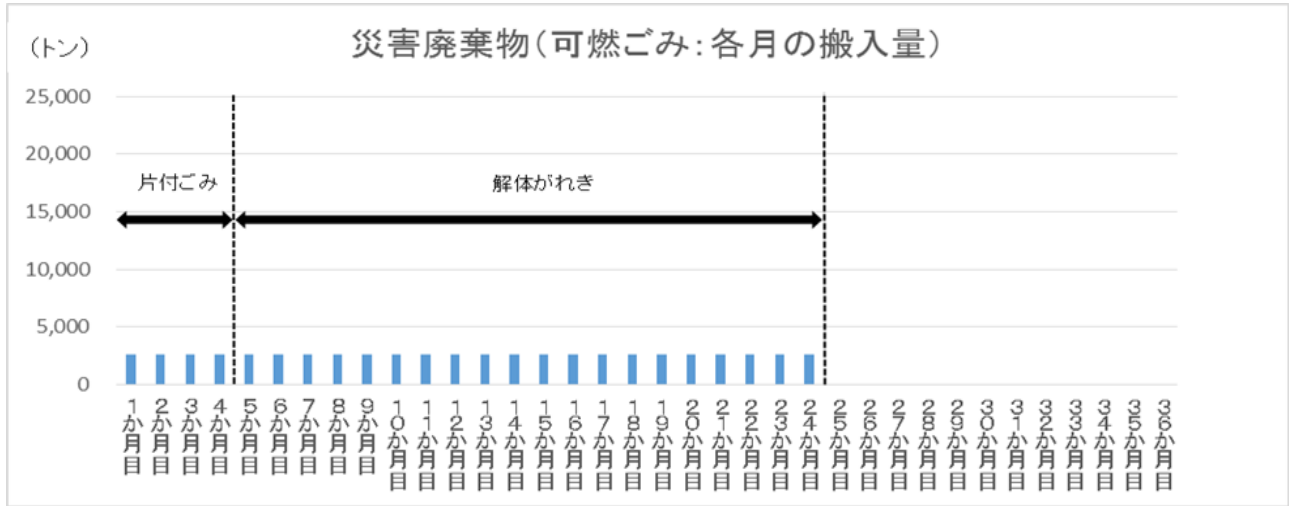
○上記で設定した搬入スケジュールに基づき、片付けごみ・解体がれきの発生量（可燃物・不燃物）をそれぞれの搬入期間で除することで、月毎の搬入量を算定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬入量を算定した。片付けごみや解体がれきの搬入量を日毎・月毎に予測することができれば、より実態に近い必要面積の算定が可能となるが、発災前や発災直後から日毎・月毎の搬入量を予測することは難しい。そのため、ここでは毎月、均等に災害廃棄物が仮置場へ搬入される（片付けごみは発災1か月目から4か月後まで、解体がれきは発災5か月目から24か月目まで均等に搬入される）ものと仮定して搬入量を設定した。

◀ 資料図表12 搬入される災害廃棄物 ▶

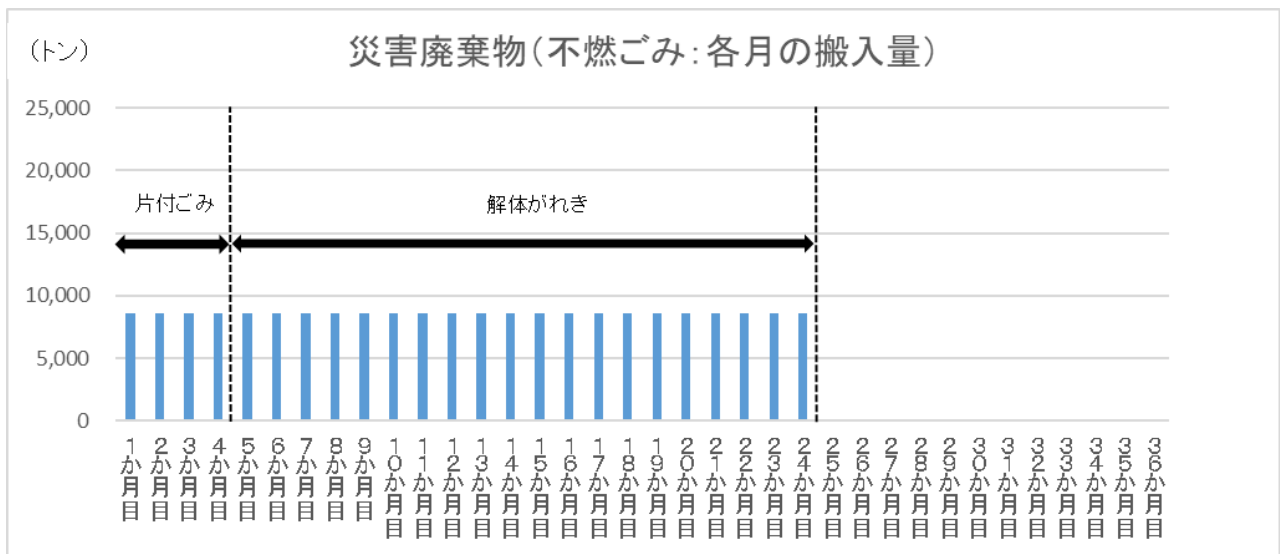
			発生量（トン）
解体がれき	可燃物	可燃物	5,795
		柱角材	56,259
	不燃物	不燃物等	38,874
		コンクリートがら	137,387
		金属	3,139
片付けごみ	可燃物	9,308	
	不燃物	26,910	

設定した搬入量

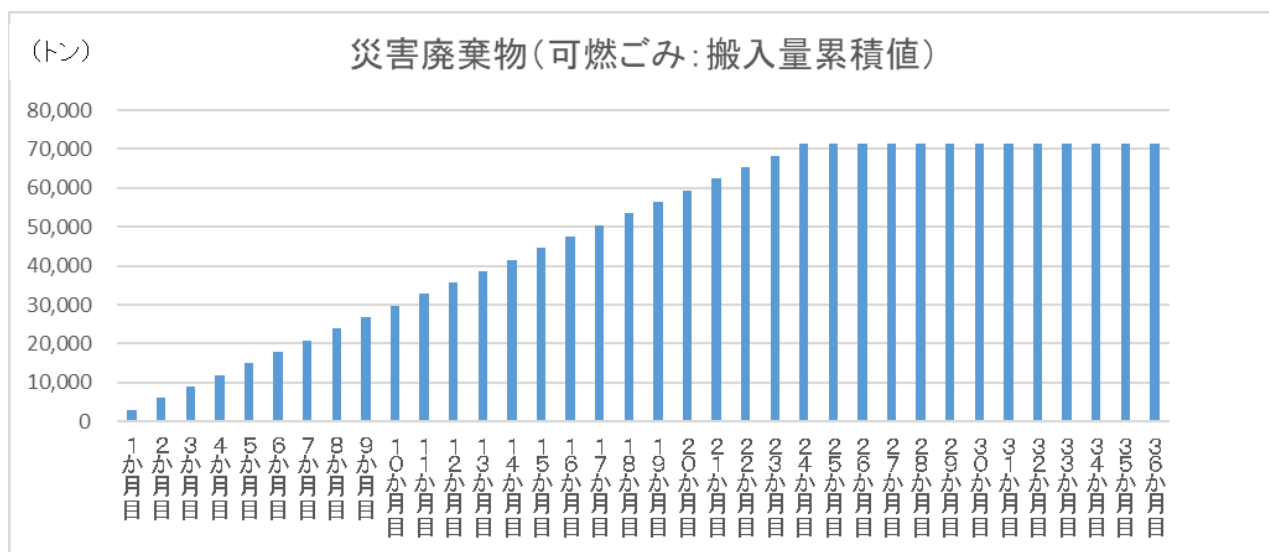
◀ 資料図表 1 3 月別搬入量（可燃物） ▶



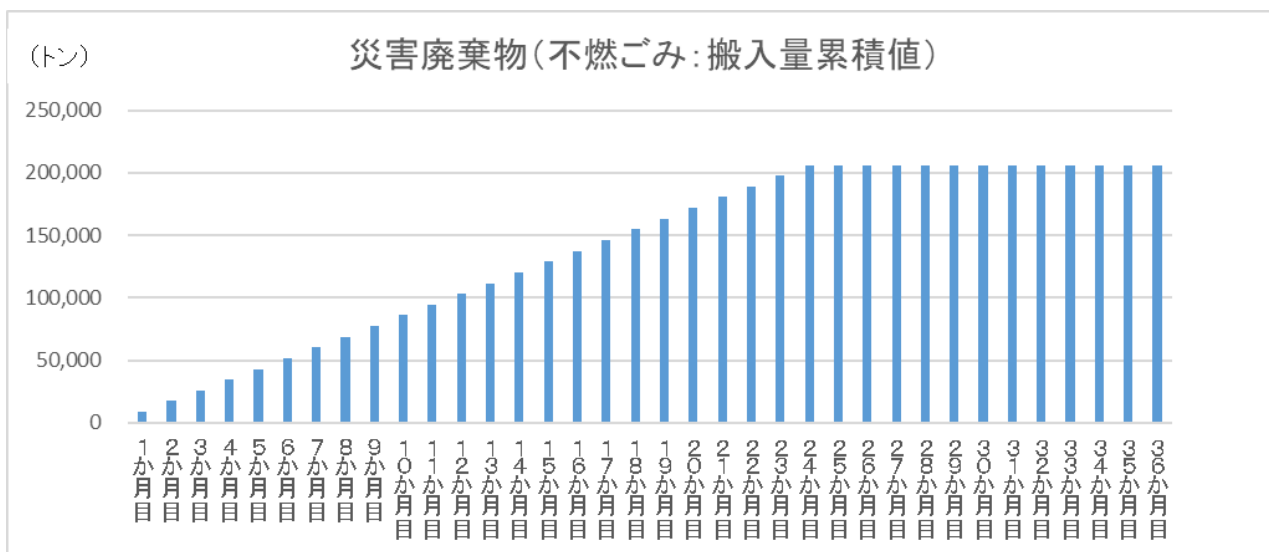
◀ 資料図表 1 4 月別搬入量（不燃物） ▶



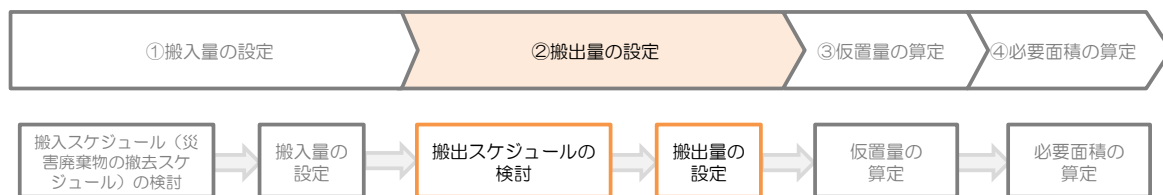
◀ 資料図表15 累積搬入量（可燃物） ▶



◀ 資料図表16 累積搬入量（不燃物） ▶



② 搬出量の設定



【搬出スケジュールの検討】

○二次仮置場の設置時期や処理先への搬出スケジュールを設定した。

設定した搬出スケジュール

○処理目標は3年とした。

○処理先へ搬出できるものは発災直後からでも順次、処理先へ搬出するものとした。

○発災から30か月後に仮置場からの搬出を終了する計画とした。

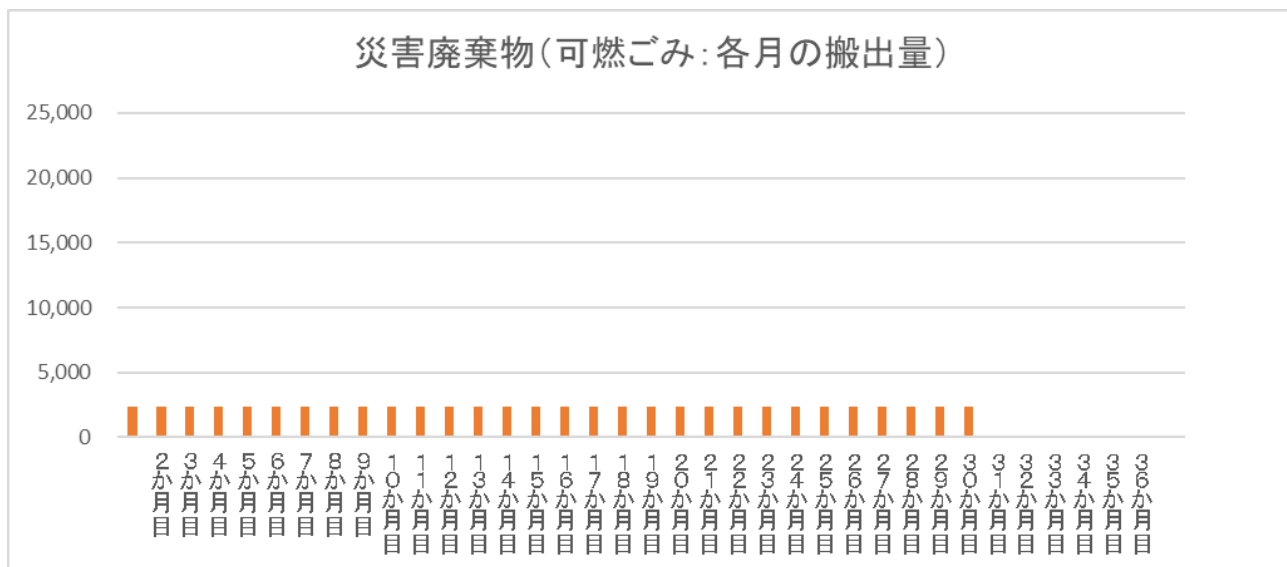
○残り6か月で仮置場の現状復旧を行う計画とした。

【搬出量の設定】

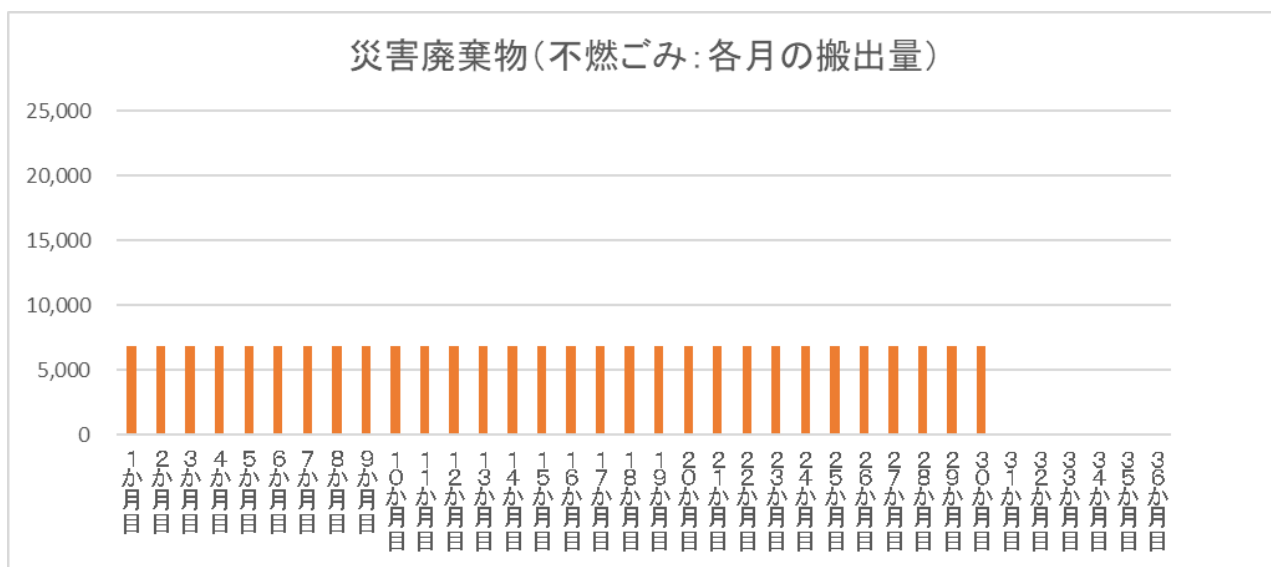
○上記で設定した搬出スケジュールに基づき、処理期間30か月にわたって毎月均等量を搬出すると仮定して、組成別（可燃物、不燃物）発生量を搬出期間で除することにより月毎の搬出量を設定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬出量を算定した。

設定した搬出量

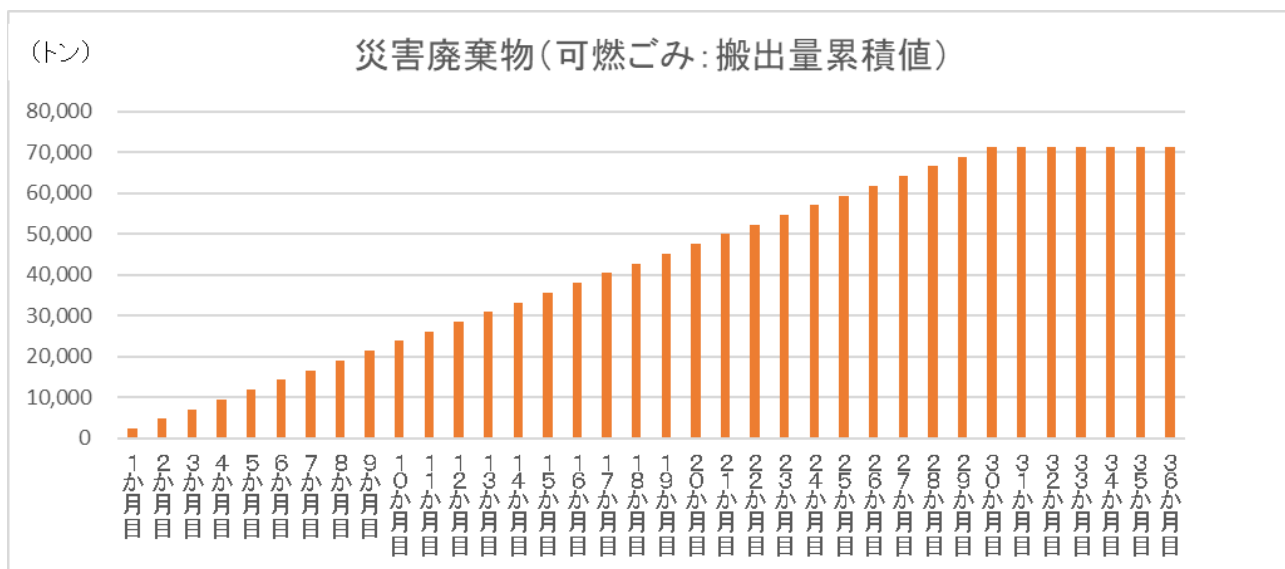
◀ 資料図表 17 月別搬出量（可燃物） ▶



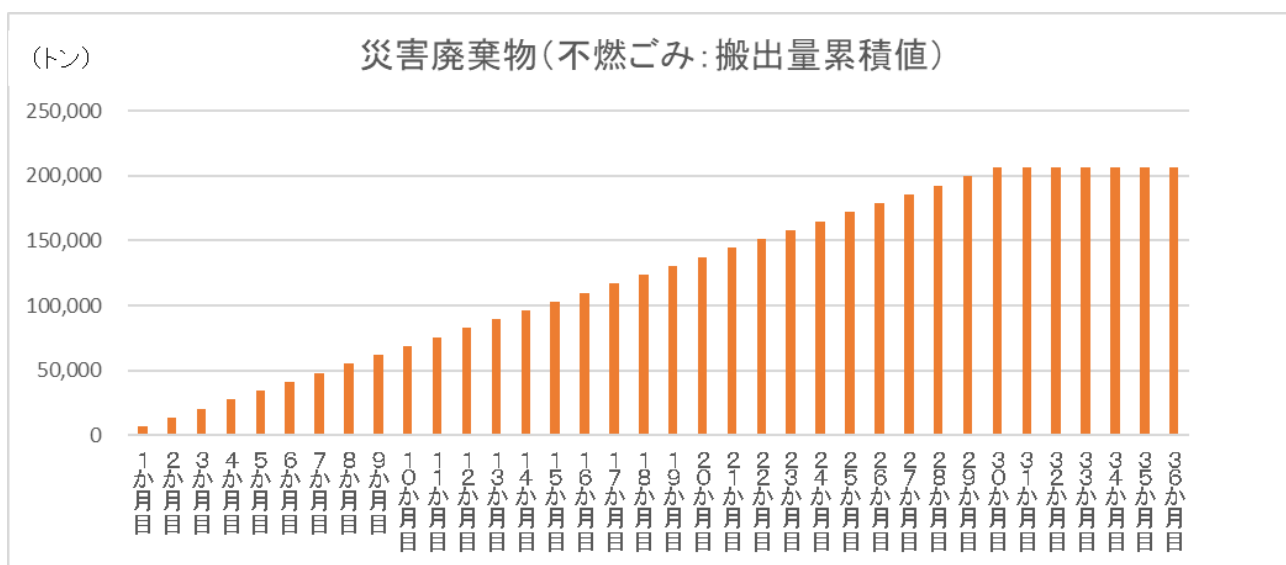
◀ 資料図表 18 月別搬出量（不燃物） ▶



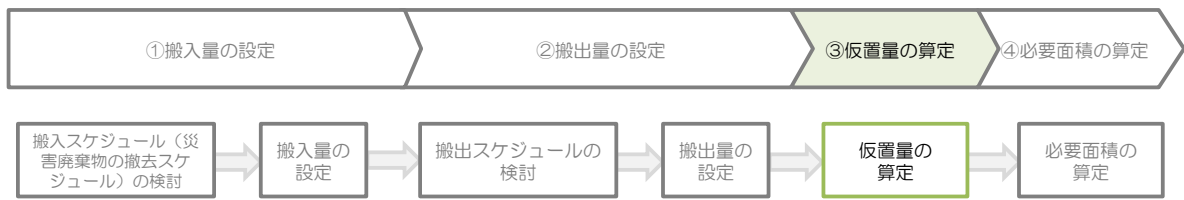
◀ 資料図表19 累積搬出量（可燃物） ▶



◀ 資料図表20 累積搬出量（不燃物） ▶



③ 仮置量の算定



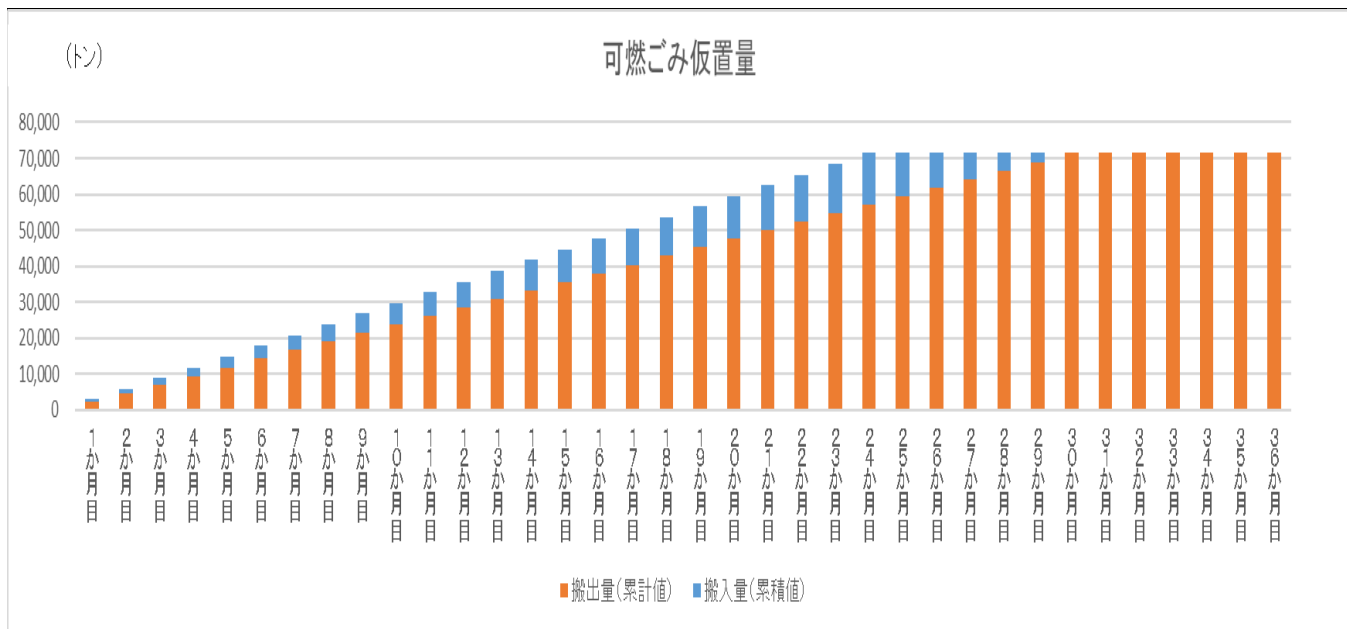
【仮置量の算定】

○「①搬入量の設定」及び「②搬出量の設定」で設定した累積搬入量及び累積搬出量から、月別仮置量を算定した。仮置量は災害廃棄物の種類毎（可燃物・不燃物）に算定した。

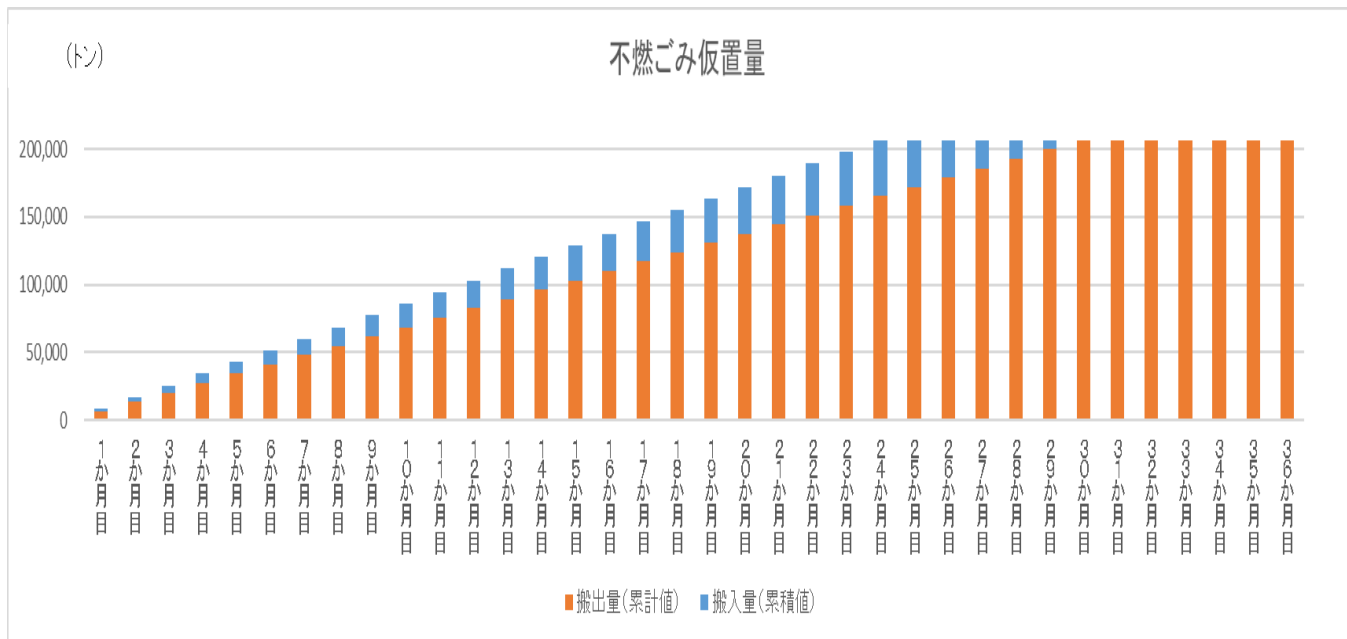
仮置量＝累積搬入量－累積搬出量

算定した仮置量

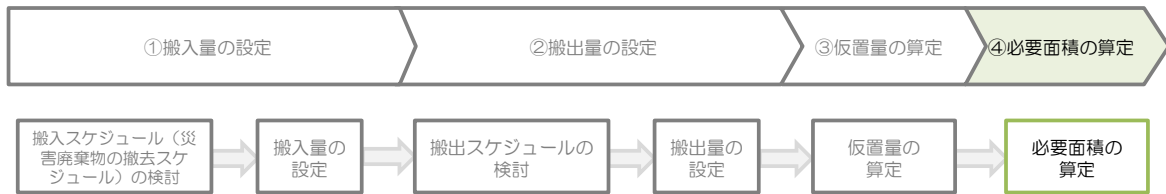
◀ 資料図表21 仮置量（可燃物） ▶



◀ 資料図表22 仮置量（不燃物） ▶



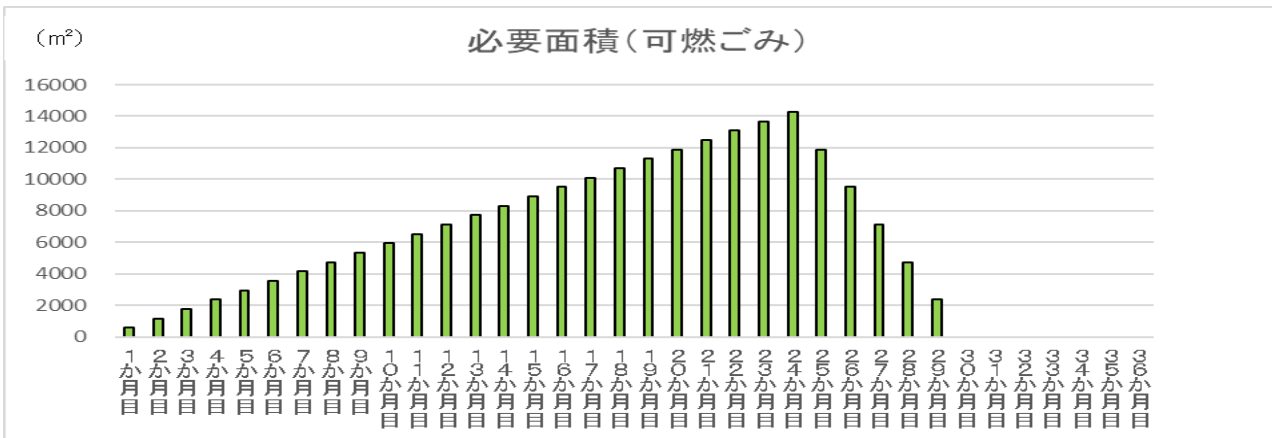
④必要面積の算定



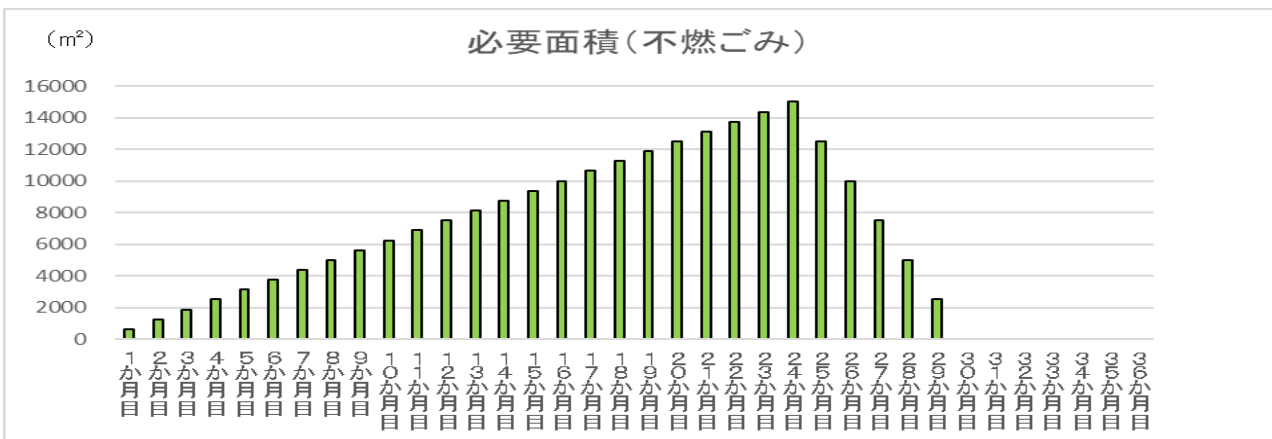
【必要面積の算定】

- 「③仮置量の算定」で設定した仮置量をもとに、冒頭で示した推計式により必要面積を算定した。必要面積は災害廃棄物の種類毎に算定し、種類毎の必要面積を合算することで全体の必要面積とした。
- 迅速な災害廃棄物対応のためには最大面積を事前に確保しておくことが重要であるが、平時や発災直後から最大面積を確保しておくことが困難な場合は、月毎の必要面積の算定値を参考に段階的に確保していく。

◀ 資料図表23 月別の仮置場の必要面積の推移（可燃物） ▶



◀ 資料図表24 月別の仮置場の必要面積の推移（不燃物） ▶



◀ 資料図表25 仮置場の候補地リスト ▶

黒磯地区					
No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	青木サッカー場駐車場及びサッカーコート建設予定地	スポーツ振興課	約 20,000 m ²	約 20,000 m ²	
2	青木一区グラウンド	スポーツ振興課	9,415 m ²	9,415 m ²	地元自治会との協議が必要
3	旧黒磯清掃センター	廃棄物対策課	18,049 m ²	約 4,500 m ²	使用できるのは敷地の一部のみ
4	成功山グラウンド	財政課	46,560 m ²	約 15,000 m ²	地元自治会との協議が必要
5	くろいそ運動場東駐車場	スポーツ振興課	8,490 m ²	8,490 m ²	
6	鍋掛公民館グラウンド	鍋掛公民館 (生涯学習課)	7,587 m ²	7,587 m ²	入口狭く、重機や大型車両の進入が難しい可能性あり
7	東那須野公園駐車場	都市整備課	約 3,000 m ²	約 2,700 m ²	周辺道路狭隘
8	黒磯文化会館第二駐車場	生涯学習課	3,500 m ²	3,500 m ²	交差点が隣接

西那須野地区					
No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	南公民館グラウンド	南公民館 (生涯学習課)	10,135 m ²	10,135 m ²	隣接する南公民館は指定避難所
2	烏が森公園駐車場	都市整備課	約 2,000 m ²	約 2,000 m ²	周辺道路狭隘

塩原・常根地区					
No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	関谷住宅残地	塩原支所	10,798 m ²	約 10,000 m ²	近隣に保育園あり
2	旧塩原クリーンセンター	廃棄物対策課	35,120 m ²	約 3,000 m ²	使用できるのは敷地の一部のみ。土砂災害警戒地域

注) 有効面積とは、災害廃棄物を保管する面積や重機の作業スペース、収集運搬車両の走行スペースとして利用できる面積をいう。

資料 4 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓、ヘルメット	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○	

【設置】

- 敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



- 出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



- 案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項等を表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



- コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼動範囲をコーンで囲う等、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

- 受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



【処理】

- フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



- 移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



- 運搬車両
 (パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アーム
 ロール車等)
 仮置場へ災害廃棄物を搬入する。
 処理先へ災害廃棄物を搬出する。
 アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使
 うことも可能である。



【作業員】

- 保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、
 耳栓、ヘルメット
 仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のため
 の保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有
 害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、
 手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必
 要に応じて）を装着して作業を行う。



- 休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ
 一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食
 をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場
 の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置
 する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要
 に応じて設置する。



- クーラーボックス
 休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて
 準備する。

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



- 防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



- タイヤ洗浄設備、散水設備、散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスイーパー等により清掃する。



- 発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



- 消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



- 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会等に相談ができる。

- 放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- 掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

◀ 資料図表26 災害等廃棄物処理事業費補助金 ▶

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的。(タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す。)

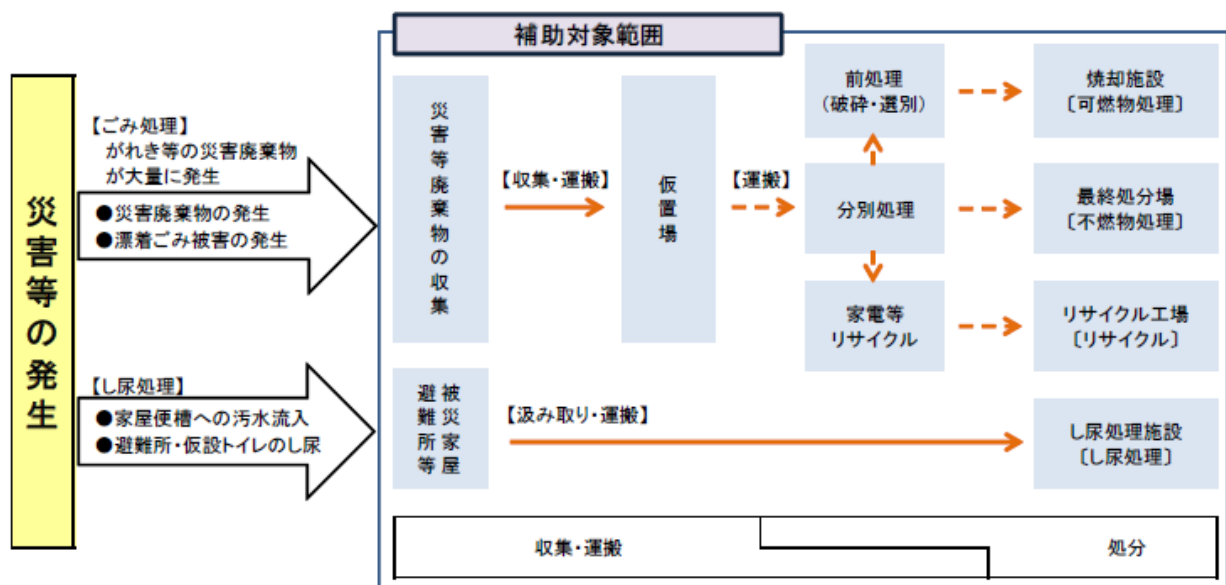
2. 事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

3. 対象事業

- 市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの。

【災害等廃棄物処理事業の業務フロー】



4. 要件

事業費総額が指定市で80万円以上、市町村で40万円以上であること

5. 補助率

1/2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額とを比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

$$\begin{array}{l} \text{「実支出額」} \\ \text{「総事業費」} \end{array} - \text{「寄付金・その他収入」} \text{ いずれか安価} = \text{国庫補助対象事業費} \\ \text{1,000 円未満切り捨て}$$

6. その他

本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

【総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】

総事業費		
国庫補助対象事業費=100		対象外 =α
国庫補助率1/2=50	補助うら8割(特別交付税) =50×0.8=40	市町村負担 =10+α

※「補助率1/2、補助うら8割」は国庫補助対象事業費を100としてのものである。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成26年6月）
「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

◀ 資料図表 27 廃棄物処理施設災害復旧事業 ▶

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧する。

2. 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合。広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同企画課において実地調査等を担当する。

3. 対象事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧事業。

4. 補助率

1/2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額と比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

－「寄付金・その他収入」 いずれか安価 ＝ 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

5. その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

那須塩原市災害廃棄物処理計画

発行 令和●（●●●●）年■月

編集 那須塩原市 市民生活部 廃棄物対策課

〒325-8501

住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL 0287-62-7301 FAX 0287-62-7202

E-mail haikibutsu@city.nasushiobara.lg.jp
